ご検討にあたってご確認いただきたいこと　必ずお読みください。

☑ 生命保険募集人について

募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の媒介をすることが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、取扱者（代理店の生命保険募集人）の身分・権限などに関しまして、確認をご要望の場合には、当社コンタクトセンターまでご連絡ください。

☑ お申込みの際は「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

「契約概要」は保険商品の内容に関する重要事項を、「注意喚起情報」はご契約に関して特にご注意、ご確認いただきたい事項の概略を記載しています。また、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。必ずご確認ください。

☑ 募集代理店（みずほ銀行）からのお知らせ

- 本商品は、みずほ銀行を募集代理店とするネオファースト生命の商品であり、契約の主体はお客さまとネオファースト生命になります。
- 本商品は生命保険であり、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。また、元本の保証はありません。
- 本商品に関するお客さまのお取引が、みずほ銀行におけるお客さまに関する他の業務やお取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては本商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 保険料を借入金で調達した場合、解約時の解約返戻金額等が借入金の元利合計金額を下回り、借入金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借り入れを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

当社のビジョン

「あったらいいな」をいちばんに。
ネオファースト生命
第一生命グループ

保有契約
約108万件
※2025年5月末現在

“生命保険から人生保険へ”
小さな人生不安にも、向き合う保険サービスを。

これまでの生命保険は、「いつか」起こるかもしれない重大なリスクに向けた備えでした。時代とともにお客さまを取り巻く環境が変化する中、私たちが提供するサービスはそのままで良いのでしょうか。多くの重大なリスクは、小さな不安への対処を後回しにすることで起きてしまいます。それはお客さま自身で気付いていたとしても、時間やお金をかけたり、人に頼ることができないようなことかもしれません。これからのネオファースト生命は、そんな小さな不安に気づき、向き合い、お客さまの長く健やかな人生の実現をお手伝いできるパートナーでありたい。お客さまの人生に向き合う保険サービスを、ネオファースト生命はお届けし続けます。

ご不明点がございましたら こちらまでお問い合わせください。

当社コンタクトセンター
0120-312-201
［受付時間］9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
※詳しくは当社のWebサイトをご確認ください。
Webサイト https://neofirst.co.jp

HDI 格付けベンチマーク「クオリティ」格付け 国内最高評価の『三つ星』を獲得

3 Stars Quality Service HDI-Japan 2024

当社コンタクトセンターはサポートサービス業界の国際機関HDIの日本法人が主催するHDI格付けベンチマーク「クオリティ」格付けにおいて、2024年度も最高ランクである『三つ星』を獲得しました。

本資料は2025年10月時点の重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）兼商品パンフレットです（出典の資料は2025年5月1日時点のものを使用しています）。

［募集代理店］
株式会社みずほ銀行
お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ
0120-855-519
受付時間：平日 9:00～17:00
※12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日はご利用いただけません。

［引受保険会社］
ネオファースト生命保険株式会社
〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目11-1 大崎ウィズタワー
<Webサイト>
https://neofirst.co.jp　ネオファースト生命　検索

M0040-02　（登）B25N1076（2025.7.16）　営業統括部　’25年7月作成

ネオdeがんちりょう

<無解約返戻金型終身がん保険>

がん保険
2025年10月版
契約年齢：0歳～85歳

重要事項説明書
（契約概要・注意喚起情報）兼
商品パンフレット

ぐるっと360°あなたに寄り添い
がん治療に希望と選択肢を。

●本資料は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
●本商品のご検討・お申し込みに際しましては、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
●本商品はネオファースト生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
●株式会社みずほ銀行はネオファースト生命の募集代理店です。

ネオファースト生命は第一生命グループの生命保険会社です。

［募集代理店］
MIZUHO　みずほ銀行

［引受保険会社］
「あったらいいな」をいちばんに。
ネオファースト生命
第一生命グループ

もしも、がん になったら。こんな不 安やリスクを感じま せんか?

がんをとりまく治療方法や考え方が多様化している時代。もしものとき、じぶんらしく最適な選択をするために備えておきたいことも、増えています。

3大治療

自由診療

さまざまな出費

上皮内がん

収入減

再発・転移

がん治療の標準は3大治療。組み合わせておこなうことも。

●がんの3大治療

●がんに罹患した人が受けた治療(複数回答)

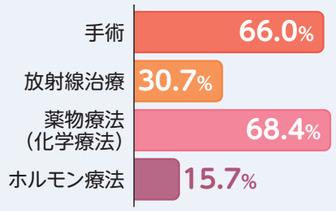

出典 東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)」(平成31年3月)をもとに当社にて作成

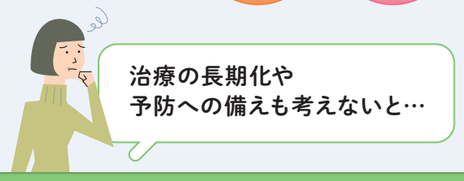

がんの再発・転移は少なくありません。

乳がんのホルモン療法は10年以上の長期にわたることも。

●がんの再発・転移の有無

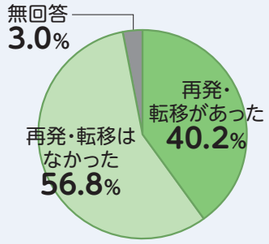

出典 東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査(平成26年5月)」

●乳がんのホルモン療法の受療期間

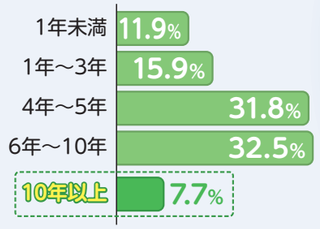

出典 株式会社JMDCの約1,000万人の健康保険組合データ(2005年1月～2024年10月)をもとに当社にて作成
抽出条件 2005年1月～2014年12月に乳がんと初回診断を受け、ホルモン療法を受けられた方(2,160人)

増える自由診療。費用が高額になることも。

●未承認薬・適応外薬(自由診療)の数の推移

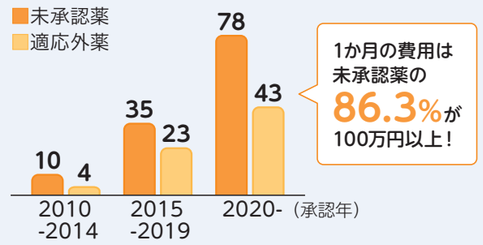

出典 国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について(2024年7月31日時点)」をもとに当社にて作成

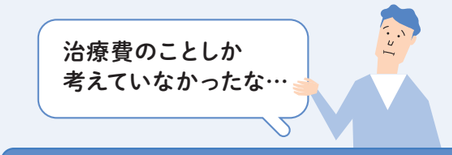

治療費以外に差額ベッド代などもかかります。

●1日あたりの差額ベッド代の平均

1人部屋	2人部屋
8,437円	3,137円
3人部屋	4人部屋
2,808円	2,724円

平均 6,714円

出典 厚生労働省「第591回中央社会保険医療協議会(2024年7月3日)」

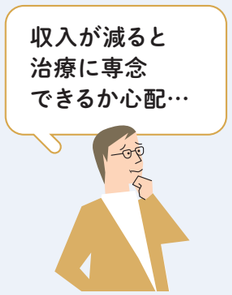

がんは治せる時代です。ただし、収入減少などの新たな課題も。

●がんに罹患した人の5年相対生存率

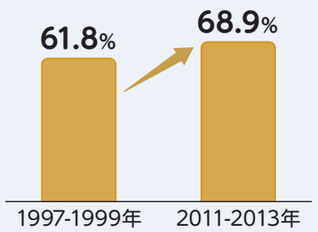

出典 全国がんセンター協議会「全がん協加盟施設の生存率調査(2021年11月)」

●がんに罹患した後の収入の変化(患者本人)

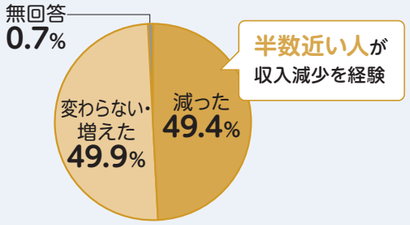

出典 東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)」(平成31年3月)をもとに当社にて作成

上皮内がんの段階で診断されることも。

●「上皮内がん」と「悪性新生物」

※がんのイメージ図

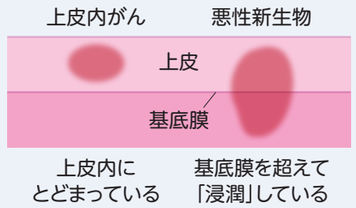

※部位により上皮内がんの定義は異なります

●「上皮内がん」と「悪性新生物」の割合

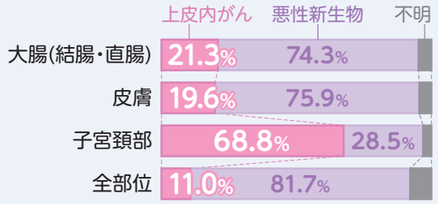

出典 厚生労働省「全国がん登録罹患数・率報告2021年」をもとに当社にて作成

［お子さまの保険加入のご検討にあたって］
お子さまが医療機関で診療を受けたとき、自治体によっては健康保険などの自己負担分について助成を受けられる「こども医療費助成制度」があります。たとえば、中学卒業まで医療費の自己負担分の全額が助成される場合もありますので、確認のうえ加入をご検討ください。なお、助成の期間や金額等は自治体により異なります。詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

特長1

がんの3大治療を保障。

治療を受けた月ごとの保障および
まとまった一時金の保障があります。詳しくはP.7~P.8

特長2 イチ推し!

再発・転移などによる治療の長期化も手厚くサポート。

しかも**再発予防のためのホルモン剤治療**もお支払い対象に。詳しくはP.7~P.8

特長3

収入減少時などにも役立つ一時金。使い道は自由です。

まとまった一時金を受け取る「がん診断給付金」。
所定の治療が続く限り1年に1回受け取れます。詳しくはP.8

特長4 イチ推し!

選べる2つの保障で自由診療を徹底サポート。

❶主契約の給付金に**上乗せ**する
定額タイプの特則 詳しくはP.10

❷給付金額の支払限度は通算1億円、1療養あたりも1億円まで保障する
実額タイプの特約 詳しくはP.14

特長5

治療費以外の必要となる費用もサポート。

入院・通院の日数に応じたがん治療の保障
詳しくはP.11

特長6

「上皮内がん」も同額保障。

上皮内がんも、**悪性新生物と同額**の給付金をお支払いします。

お客さまに寄り添う保険料　とするための3つのこだわり

イチ推し!

1 保障されない期間（3か月間）の保険料は不要です。

ご契約を見直しされる場合でも、保険料の二重払いが発生しません。

●口座振替扱・月払（契約日に関する特則なし）の場合のイメージ

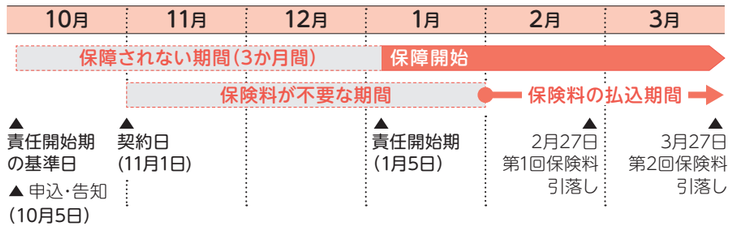

この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します。
詳しくはP.39をご確認ください。

特約付加で

2 がんと診断確定されたら、以後の保険料払込を免除します。

その場合も、保障はそのまま継続します。
「がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）」

3 たばこを吸っていない方は保険料が安くなります。*1

過去1年以内にたばこ*2を吸っていない方は非喫煙者保険料率が適用されます*3。

*1 お申込みの際に「喫煙状況」の告知が必要です。また、被保険者の喫煙状況の確認のため、告知に加えて所定の検査を求めることがあります。
*2 たばこには、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。
*3 被保険者の年齢が20歳未満の場合、適用する保険料率は非喫煙者保険料率のみとなります。

ネオdeがんちりょう 保障一覧

・各保障（主契約・特約・特則）の留意点やお支払いできない場合の詳細について、P.7～P.14「保障の詳細」および「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

ご注意 ・責任開始期（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日）前にがんと診断確定された場合は、ご契約は無効になります。この場合、給付金のお受け取りや保険料払込の免除はできません。

イチ推し！ **保障の開始と保険料のお払込みについて**
●保障されない期間（3か月間）の保険料は不要となりますが、保険料を割り引いているものではありません。
●ご契約を見直しされる場合でも、保障の空白期間や保険料の二重払いが発生しません。

すべての主契約、特約、特則ともに **上皮内がんも同額保障！**

このマーク付きの保障は、非喫煙者保険料率適用の場合、保険料が安くなります。

			主な支払事由の概要	支払額の取扱範囲	支払限度	保険期間	詳細ページ
主契約（選べる3つの給付金）	長引くがん治療にも備える治療を受けた月ごとの保障	① がん治療給付金（手術保障あり）	がんでの手術、放射線治療、抗がん剤治療、先進医療・患者申出療養による療養	❶がん治療給付金額 ❷がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額 ⓐ 5万円～30万円［1万円単位］ ❶・❷について、がん緩和ケア保障特則を適用した場合は、それぞれの給付金の受取事由に加えて所定の緩和ケアを受けた月にも、給付金をお受け取りいただけます。	イチ推し！ 月1回 通算回数 無制限 自費診療による治療も通算回数無制限で保障！	終身	P.7
		② がん放射線治療・抗がん剤治療給付金（手術保障なし）	がんでの放射線治療、抗がん剤治療、先進医療・患者申出療養による療養（放射線治療・抗がん剤治療に限る）			終身	P.7
	がんの痛みをやわらげる治療のための保障	❶または❷に適用できる ▶ がん緩和ケア保障特則	がんの痛みをやわらげる治療目的の公的医療保険制度における所定の入院・通院、または在宅医療			終身	P.9
	さらなる安心をプラスするための保障	❶に適用できる ▶ がん治療自費診療上乗せ給付特則 ❷に適用できる ▶ がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則	がんでの対象となる公的医療保険適用外の治療（自費診療） イチ推し！ それぞれの特則の保障範囲の違いはP.21	給付倍率1倍（ⓐ×1）または2倍（ⓐ×2） 給付倍率2倍を選択時には、合計で3倍（ⓐ＋ⓐ×2）がお受け取りいただけます！	月1回 通算回数 24回	終身	P.10 P.21
	収入減少時などにも役立つ年1回のまとまった一時金の保障	③ がん診断給付金	（初回）初めてがんと診断確定（2回目以降）がんでの入院または通院	10万円～200万円［10万円単位］ イチ推し！	1年に1回 通算回数 無制限	終身	P.8
選べる特約	入院・通院の日数に応じたがん治療の保障	がん入院特約（終身がん保険用） NEW!	がんでの入院	3,000円～40,000円［1,000円単位］×入院日数	通算日数 無制限	終身	P.11
		がん通院特約（終身がん保険用）	がんでの通院	2,000円～20,000円［1,000円単位］×通院日数	通算日数 無制限	終身	P.11
	女性特有のがんによる手術の保障	がん女性特定手術・乳房再建保障特約（終身がん保険用）	女性特有のがんでの手術・乳房再建手術	10万円～200万円［10万円単位］ ※乳房再建手術は1乳房につき1回	通算回数 無制限※	終身	P.12
	高額な治療に備える保障	がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）	がんでの先進医療・患者申出療養による療養	技術料と同額	通算 2,000万円	10年更新*	P.13
		がん自由診療特約（終身がん保険用） NEW!	がんでの所定の自由診療または評価療養（先進医療を除く）による入院または通院 イチ推し！	所定の療養にかかる費用と同額	通算 1億円	5年更新*	P.14
	治療中の継続的な保険料負担から解放される保障	がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）	初めてがんと診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みは不要になり保障は継続	—		終身	P.14

主契約について、❶と❷を組み合わせることや、❶❷❸のすべてを組み合わせることはできません。 詳しくはP.7～P.8

特約の自動更新 特約の更新については「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
＊がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）は契約年齢および更新時の被保険者の年齢が81歳以上の場合は終身となります。
がん自由診療特約（終身がん保険用）は被保険者の年齢が90歳に到達した場合、その後の更新を取り扱いません。

イチ推し！ 対象となる抗がん剤治療には、ホルモン剤（再発予防目的も含む）・経口薬（飲み薬）も含まれます！

保障の詳細（主契約）

この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて3か月経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します（保障の開始までの間の保険料は不要です）。また、給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項やその他の本商品の詳細については、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

主契約は「治療を受けた月ごとの保障」（給付金❶、❷）と「まとまった一時金の保障」（給付金❸）があります

治療を受けた月ごとの保障

✓ 選べる給付金 ❶

治療を受けた月ごとの保障
手術
抗がん剤治療
放射線治療

がん治療給付金

追加できる給付金
③ がん診断給付金

追加できる特則 ▶P.9～P.10
- がん緩和ケア保障特則
- がん治療自費診療上乗せ給付特則

がんの治療目的で、つぎのいずれかの治療を**1回でも受けた月**に、受け取れます

こんな方におすすめ！
3大治療にしっかり備えたい

対象となる治療	給付金額（取扱範囲）	支払限度	保険期間
手術 抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む） 放射線治療 先進医療・患者申出療養による療養	がん治療給付金額 月5万円～30万円 ［1万円単位］	月1回 通算回数 無制限	終身

特長
- **手術も保障！**3大治療（手術、抗がん剤治療、放射線治療）への備えに対応！

✓ 選べる給付金 ❷

治療を受けた月ごとの保障
抗がん剤治療
放射線治療

がん放射線治療・抗がん剤治療給付金

追加できる給付金
③ がん診断給付金

追加できる特則 ▶P.9～P.10
- がん緩和ケア保障特則
- がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則

がんの治療目的で、つぎのいずれかの治療を**1回でも受けた月**に、受け取れます

こんな方におすすめ！
すでにがんに対する手術保障は準備している

対象となる治療	給付金額（取扱範囲）	支払限度	保険期間
抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む） 放射線治療 先進医療・患者申出療養による抗がん剤治療・ホルモン剤治療・放射線治療	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額 月5万円～30万円 ［1万円単位］	月1回 通算回数 無制限	終身

特長
- 手術の保障がない分、**給付金❶よりも保険料が抑えられる！**

まとまった一時金の保障

✓ 選べる給付金 ❸

まとまったお金（一時金）の保障

がん診断給付金

追加できる給付金（いずれか1つ）
① がん治療給付金
または
② がん放射線治療・抗がん剤治療給付金

つぎのいずれかに該当するとき、1年に1回を限度に受け取れます

こんな方におすすめ！
まとまった額で受け取りたい
収入減少や、治療以外の出費にも備えたい

	対象となる治療	給付金額（取扱範囲）	支払限度	保険期間
初回	初めて医師によりがんと診断確定されたとき	がん診断給付金額 年10万円～200万円 ［10万円単位］	年1回 通算回数 無制限	終身
2回目以降	上記より1年以上経過後がんの治療目的で入院または通院*1をしたとき			

*1 つぎのいずれかの治療のための通院となります。
手術/放射線治療/抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む）/先進医療/患者申出療養

特長
- 給付金の**使い道は自由**なので、収入減少時などにも備えられる！

POINT 給付金（保障）は組み合わせることもできます！

各組み合わせにおける保障範囲と特則の適用可否は以下のとおりです。

給付金（保障）の組み合わせは全部で5パターン	治療を受けた月ごと				まとまった一時金	特則の適用	
	手術	放射線治療	抗がん剤治療*2	先進医療・患者申出療養	診断 入院・通院*2*3	がん緩和ケア	自費診療上乗せ給付
❶がん治療給付金 ＋ ❸がん診断給付金	保障	保障	保障	保障		○	○
❷がん放射線治療・抗がん剤治療給付金 ＋ ❸がん診断給付金		保障	保障	保障		○	○
❶がん治療給付金	保障	保障	保障	保障		○	○
❷がん放射線治療・抗がん剤治療給付金		保障	保障	保障		○	○
❸がん診断給付金					保障	×	×

※❶＋❸、❷＋❸でお申し込みいただいた場合、ご契約後にどちらか一方を外すことも可能です。
*2 抗がん剤治療および一時金給付における2回目以降の入院または通院による治療についてはホルモン剤治療（再発予防目的を含む）も対象です。
*3 2回目以降の一時金給付における通院については、手術/放射線治療/抗がん剤治療（ホルモン剤治療を含む）/先進医療/患者申出療養を伴う通院が対象です。

❶❷❸ 共通の特長
- **上皮内がん**も、悪性新生物と同額を保障
- **保険診療**でも**自費診療**でも保障！抗がん剤治療は**入院**でも**通院**でも保障！*4
- 治療が長期化しても心強い支払回数**無制限の一生涯保障** イチ推し！
- がんの**再発予防**目的を含む**通院でのホルモン剤治療**も保障*4 イチ推し！

*4 給付金❸がん診断給付金については2回目以降が保障対象になります。

この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて3か月経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します（保障の開始までの間の保険料は不要です）。また、給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項やその他の本商品の詳細については、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

主契約の給付金❶または❷に適用できる

がん緩和ケア保障特則

がんの痛みをやわらげる治療のために、つぎのいずれかの治療を受けたときに、
主契約の給付金（❶または❷）が受け取れます

＼こんな方におすすめ！／
できれば痛みをやわらげるケアを受けたいけど費用が不安

対象となる治療	給付金額（取扱範囲）	支払限度	保険期間
公的医療保険制度における所定の入院 通院 在宅医療	月5万円～30万円［1万円単位］ ❶がん治療給付金額 ❷がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額	月1回 通算回数 無制限	終身

特長
- 身体的・精神的な**苦痛をやわらげるためのケア**を保障
- 治療中の病院や緩和ケア病棟に**入院して受けた緩和ケア**だけでなく、自宅生活しながら**通院・在宅医療にて受けた緩和ケア**も保障
- **上皮内がん**も悪性新生物と**同額**を保障

緩和ケアの例

がんによる痛みをやわらげる目的のオピオイド鎮痛薬が処方される入院や通院

がんに伴う心身の苦痛に対して治療やケアをおこなう専門の緩和ケア病棟への入院

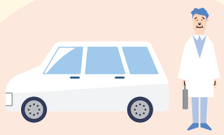

がんでの通院療養が困難な患者を定期的に訪問しておこなう緩和ケア

DATAに注目

● 緩和ケア病棟にかかる費用の例

緩和ケア病棟に入院となる場合は、公的医療保険制度の対象となり、入院日数に応じ、1日あたりの医療費は定額です。

緩和ケア病棟入院料　【30日以内の場合】1日あたり **51,350円** → 3割負担の場合 → 1日の自己負担額 **15,405円**

※一定の施設基準を満たす医療機関で、入院された場合。食費や差額ベッド代は別途かかります。
※厚生労働省「診療報酬情報提供サービス（令和6年6月1日施行）」より当社にて算出

主契約の給付金❶に適用できる ▶ **がん治療自費診療上乗せ給付特則**

主契約の給付金❷に適用できる ▶ **がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則**

がんの治療目的で、**公的医療保険適用外の治療**を受けたときに、
適用した主契約の給付金（❶または❷）に加えて、**上乗せで給付金（定額）**が受け取れます

＼こんな方におすすめ！／
自由診療も治療の候補に入れておきたい

対象となる治療	給付金額（取扱範囲）	支払限度	保険期間
公的医療保険適用外の治療（自費診療＊） それぞれの特則の対象となる治療の詳細についてはP.21をご確認ください	月5万円～30万円［1万円単位］ ❶がん治療給付金額 ❷がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額 × 給付倍率1倍または2倍	月1回 通算回数 24回	終身

特長
- 自由診療および先進医療・患者申出療養における手術（給付金❶）、放射線治療、抗がん剤治療など、**公的医療保険適用外の治療**を保障
- **上皮内がん**も悪性新生物と**同額**を保障

＊ がん診療連携拠点病院等にて治療を受けたときに限ります。詳細はP.21をご確認ください。

受け取り例　主契約の給付金❶がん治療給付金10万円、がん治療自費診療上乗せ給付特則（給付倍率2倍）を設定した場合

主契約の給付金から受け取る給付金額は…　10万円 ＋ 給付倍率2倍（10万円 10万円）＝ 合計30万円（10万円 10万円 10万円）

DATAに注目

適応外薬（日本で薬事承認され、健康保険で使用できる適応症以外の疾患に使用される医薬品）を使用する場合の医療費は全額自己負担になり、月々の負担が増える薬剤等もあります。

※国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」（2024/7/31時点のデータ）をもとに当社にて作成

■適応外薬の例

一般名（国内）	がんの種類	1か月（1サイクル/28日）あたりの薬剤費（円）
レルゴリクス	泌尿器	77,229
アファチニブ	肺	234,293
アベマシクリブ	乳腺	311,791
ペムブロリズマブ	子宮	571,995

この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて3か月経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します（保障の開始までの間の保険料は不要です）。また、給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項やその他の本商品の詳細については、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

がん入院特約（終身がん保険用）

NEW!

がんの治療目的で、**入院**したときに、受け取れます

こんな方におすすめ！
入院費やその他の費用に備えたい

給付金名	対象となる治療	給付金額（取扱範囲）	支払限度	保険期間
がん入院給付金	入院	がん入院給付金日額（3,000円～40,000円）［1,000円単位］×入院日数	通算日数 無制限	終身

特長
- がんで入院したとき、**支払日数無制限**で保障
- **上皮内がん**も悪性新生物と**同額**を保障

がん通院特約（終身がん保険用）

がんの治療目的で、**通院**したときに、受け取れます

こんな方におすすめ！
通院で治療する場合に、家計の負担も減らしたい

給付金名	対象となる治療	給付金額（取扱範囲）	支払限度	保険期間
がん通院給付金	通院	がん通院給付金日額（2,000円～20,000円）［1,000円単位］×通院日数	通算日数 無制限	終身

特長
- がんの治療を目的とする通院について、入院をしない通院治療も、**支払日数無制限**で保障
- **上皮内がん**も悪性新生物と**同額**を保障

DATAに注目

一般的に、入院時の差額ベッド代や通院時の交通費等、治療費のほかにもさまざまな費用はかさみます。

差額ベッド代
1日あたり
平均6,714円*1

食事代
1日あたり（1食510円×3）
約1,530円*2

諸費用
テレビ代
日用品代等

交通費
家族のお見舞い
通院時のタクシー代等

*1 厚生労働省「第591回中央社会保険医療協議会（2024年7月3日）」
*2 厚生労働省「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準【令和七年四月一日施行】」

がん女性特定手術・乳房再建保障特約（終身がん保険用）

がんの治療目的で、**乳房**にかかわる手術、**子宮・卵巣・卵管**にかかわる手術、**乳房再建手術**を受けたとき、給付金を受け取れます

こんな方におすすめ！
乳がんや女性特有のがんに対して、しっかり備えておきたい

給付金名	対象となる治療	給付金額（取扱範囲）	支払限度	保険期間
がん女性特定手術給付金	乳房・子宮・卵巣・卵管についての所定の手術	基準給付金額（10万円～200万円）［10万円単位］×所定の割合	通算回数 無制限	終身
乳房再建給付金	がん女性特定手術給付金（乳房切除術）の支払対象となった乳房の再建手術	基準給付金額（10万円～200万円）［10万円単位］	1乳房につき1回	終身

特長
- **女性特有のがんの手術**に手厚く保障
- **上皮内がん**も悪性新生物と**同額**を保障
- 主契約の給付金額にかかわらず、基準給付金額を**設定可能**
- 自由診療の**乳房再建手術**も保障

■所定の割合

割合	手術の種類・部位、対象となる手術（がんの治療のための手術に限ります）	支払例（基準給付金額100万円の場合）
100%	がん女性特定手術給付金（乳房切除術）の支払対象となった乳房に対する乳房再建手術（各乳房それぞれ対象）	100万円
30%	乳房 乳房切除術（各乳房それぞれ対象） 子宮 子宮（体部全体）摘出術 卵巣・卵管 卵巣（片側全体または両側全体）摘出術	30万円
10%	乳房 公的医療保険適用となる乳房にかかわる手術（上記以外） 子宮 入院中に受けた公的医療保険適用となる手術（上記以外） 卵巣・卵管 入院中に受けた公的医療保険適用となる手術（上記以外）	10万円

DATAに注目

子宮頸がんは30代でピークをむかえ、乳がんは30代から急増します。

■主ながんの年齢別罹患数（新たにがんと診断された症例の件数）

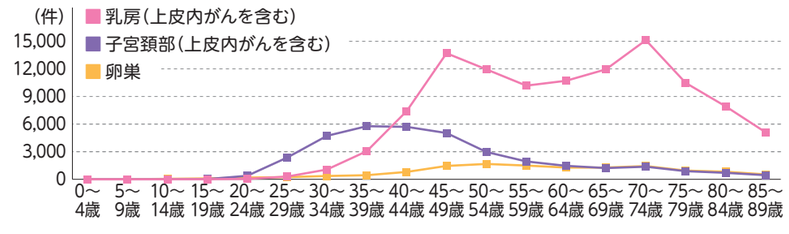

出典：
国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」（全国がん登録）をもとに当社にて作成
※2021年の罹患数

この保険は、責任開始期の基準日からその日を含めて3か月経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保障を開始します（保障の開始までの間の保険料は不要です）。また、給付金をお支払いできない場合や特約の更新などのご確認いただきたい事項やその他の本商品の詳細については、「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。

がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）

がんの治療目的で、先進医療、患者申出療養による療養を受けたとき、技術料と同額を受け取れます

こんな方におすすめ！
治療の選択肢を増やしたい

給付金名	対象となる治療	給付金額	支払限度	保険期間
がん先進医療給付金	先進医療による療養	技術料と同額	通算2,000万円	10年更新*1
がん患者申出療養給付金	患者申出療養による療養			

*1 更新後の保険期間は、更新前の保険期間（10年）と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。

特長
- 技術料と同額を実額保障

■先進医療と患者申出療養の違い

	対象となる技術	実施医療機関
先進医療	有効性と安全性を確保するための基準を定めたうえで、厚生労働大臣が認めた技術	先進医療技術毎に定められた施設基準に適合する医療機関にて受けることができる
患者申出療養	患者から申出のあった医療技術について、有効性・安全性等を国の会議で確認したうえで、実施可能と決定された技術	安全性・有効性などを確認しつつ、身近な医療機関で迅速に受けることができる

出典：厚生労働省「先進医療の概要について」「患者申出療養制度」をもとに当社にて作成

DATAに注目

■主な先進医療と患者申出療養の平均費用例（2023年7月1日～2024年6月30日の1年間の実績）

先進医療

技術名	1件あたりの費用	年間実施件数
重粒子線治療	約314.4万円	442件
陽子線治療	約267.9万円	827件

患者申出療養

技術名	1件あたりの費用	年間実施件数
マルチプレックス遺伝子パネル検査による遺伝子プロファイリングに基づく分子標的治療（根治切除が不可能な進行固形がん）	約23.3万円	258件
タゼメトスタット経口投与療法（悪性固形腫瘍）	約235.5万円	9件

出典：厚生労働省「第138回先進医療会議（令和6年12月5日）」厚生労働省「第55回患者申出療養評価会議（令和6年11月21日）」をもとに当社にて作成

特定先進医療・がん自由診療キャッシュレスサービス

がん治療による一時的な費用負担を軽減できます。

サービスの対象
- がん先進医療給付金（がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用））
- がん自由診療給付金（がん自由診療特約（終身がん保険用））

特定の先進医療による療養（「重粒子線治療」または「陽子線治療」）やがんに対して自由診療等を所定の医療機関で受けられた場合に、当社が給付金を医療機関に直接お支払いするサービスです（2025年10月現在のお取り扱いであり、将来的に変更・終了することもあります）。

ご利用には所定の条件があります。詳しくは当社コンタクトセンターにお問い合わせいただくか当社Webサイトをご確認ください。

がん自由診療特約（終身がん保険用）

NEW!

がんの治療目的で、所定の自由診療または評価療養（先進医療を除く）がおこなわれる入院または通院をしたとき、所定の療養にかかる費用と同額の給付金を受け取れます

こんな方におすすめ！
治療の選択肢を増やしたい

給付金名	対象となる治療	給付金額	支払限度	保険期間
がん自由診療給付金	•公的医療保険適用外の療養がおこなわれる、対象病院における入院または通院 •評価療養による療養がおこなわれる、病院または診療所における入院または通院	療養にかかる費用と同額	通算1億円 未承認薬および適応外薬は販売単価の2.5倍を限度	5年更新 ※90歳まで

ご注意
次の療養にかかる費用は給付金のお支払いの対象になりません。
•先進医療　•患者申出療養　•選定療養　•形成再建手術
•がん遺伝子パネル検査　•セカンドオピニオンのための診察
※自由診療の場合の差額ベッド代等に相当する費用も給付金のお支払いの対象になりません。

特長
- 所定の療養にかかる費用と同額を保障
- 支払限度は通算1億円、1療養あたりも1億円まで保障

■がん治療の自己負担と各特約の保障の対象のイメージ

	先進医療	患者申出療養	評価療養（先進医療を除く）	自由診療の場合			
				検査 ※遺伝子パネル検査は除く	入院時食事療養費・入院時生活療養費	支持療法・緩和ケア（外見の変化に対するケアを除く）	乳房再建手術
治療（療養）に付随する診察・検査・入院などにかかる費用	3割負担	3割負担	3割負担	全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担
治療（療養）そのものにかかる費用	全額自己負担	全額自己負担	全額自己負担				

がん先進医療・患者申出療養特約　がん自由診療特約　がん女性特定手術・乳房再建保障特約*2

*2 がん女性特定手術・乳房再建保障特約における乳房再建手術の給付金額は契約時に設定した基準給付金額となります。
※特約名は読みやすさを考慮し、正式名称の一部である（終身がん保険用）を省略して記載しています。

DATAに注目

■自己負担が高額となる未承認薬の例　※未承認薬を使用する場合、医療費は全額自己負担となります。

薬剤名	がんの種類	1か月（1サイクル/28日）あたりの薬剤費
ブレクスカブタジェン アウトルーセル	血液	77,616,000円
ネラチニブ	乳腺	4,961,600円
ルカパリブ	泌尿器	2,918,160円

出典：国立がん研究センター「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品・適応のリスト」（2024/7/31時点のデータ）

未承認薬以外にも、一部の内視鏡手術支援ロボットを用いた手術や、適応外薬を用いた治療などは自由診療となり、治療費が高額となるケースがあります（2025年5月現在）

がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）

保険料の払込期間中に初めてがん（上皮内がんを含む）と医師により診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みは不要になり、保障はそのまま継続します

ネオdeがんちりょうのプラン例

プランに適用されていない特則や付加されていない特約もお選びいただけます。

各保障（主契約・特約・特則）の留意点やお支払いできない場合の詳細については、P.7～P.14「保障の詳細」および「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」に記載しております。必ずご確認ください。下記以外の保障の組み合わせ、給付金額をご希望される場合は募集代理店または当社までお問い合わせください。

非喫煙者保険料率が適用可能な保障

月払保険料（終身払／非喫煙者保険料率）	シンプルプラン			基本プラン			しっかりプラン		
契約年齢	20歳	30歳	40歳	20歳	30歳	40歳	20歳	30歳	40歳
男性	779円	1,165円	1,759円	1,580円	2,357円	3,572円	2,761円	3,879円	5,641円
女性	947円	1,349円	1,792円	1,940円	2,812円	3,870円	3,091円	4,250円	5,662円

		主な支払事由の概要	シンプルプラン	基本プラン	しっかりプラン
主契約	①がん治療給付金	がんでの手術、放射線治療、抗がん剤治療、先進医療、患者申出療養		月ごとに 10万円	月ごとに 10万円
	がん緩和ケア保障特則	がんでの緩和ケア			
	がん治療自費診療上乗せ給付特則	がんでの対象となる自費診療		月ごとに 20万円（上乗せ）（給付倍率2倍）	
	②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	がんでの放射線治療、抗がん剤治療			
	③がん診断給付金	（初回）初めてがんと診断確定 （2回目以降）がんでの入院または通院	50万円	50万円	100万円
＋					
特約	がん入院特約（終身がん保険用）	がんでの入院		1日につき 1万円	1日につき 2万円
	がん通院特約（終身がん保険用）	がん治療の通院	1日につき 1万円	1日につき 1万円	1日につき 1万円
	がん女性特定手術・乳房再建保障特約（終身がん保険用）	女性特有のがん手術・乳房再建手術			
	がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）	がんでの先進医療、患者申出療養による療養	技術料と同額（通算2,000万円まで）	技術料と同額（通算2,000万円まで）	技術料と同額（通算2,000万円まで）
	がん自由診療特約（終身がん保険用）	がんでの所定の自由診療 または評価療養（先進医療を除く）による入院または通院			所定の療養にかかる費用と同額（通算1億円まで）

給付金のお受け取りイメージ

前立腺がんの治療例*1 *2

自己負担額合計：938万円（うち自由診療にかかる費用：約875万円）

治療の経過（流れ）

治療内容*3	治療期間	治療頻度	自己負担額
がんと診断確定	1か月	入院2日・検査	約3万円
放射線治療	1か月	週4回×3週（通院12日）	約9万円
ホルモン剤治療	3年	月1回×36月（通院36日）	約20万円
シンチグラム検査・抗がん剤治療	2か月	週1回×8週（通院8日）	約16万円
遺伝子パネル検査・抗がん剤治療	1か月	月1回（通院1日）	約8万円
薬物療法（分子標的薬）	6か月	月1回×6回（通院6日）	約7万円
薬物療法（未承認薬）※ルカパリブを投与	3か月	月1回×3回（通院3日）	約875万円*4

【シンプルプランでのお受け取り例】

- ▶がん診断給付金 50万円×5回…… 250万円
- ▶がん通院特約（終身がん保険用） 通院給付金 日額1万円×66日…… 66万円

<給付金総額>……316万円

【基本プランでのお受け取り例】

- ▶がん治療給付金 10万円×49回…… 490万円
- ▶がん治療自費診療上乗せ給付金 20万円×3回…… 60万円
- ▶がん診断給付金 50万円×5回…… 250万円
- ▶がん入院特約（終身がん保険用） 入院給付金 日額1万円×2日…… 2万円
- ▶がん通院特約（終身がん保険用） 通院給付金 日額1万円×66日…… 66万円

<給付金総額>……868万円

【しっかりプランでのお受け取り例】

- ▶がん治療給付金 10万円×49回…… 490万円
- ▶がん診断給付金 100万円×5回…… 500万円
- ▶がん入院特約（終身がん保険用） 入院給付金 日額2万円×2日…… 4万円
- ▶がん通院特約（終身がん保険用） 通院給付金 日額1万円×66日…… 66万円
- ▶がん自由診療特約（終身がん保険用） がん自由診療給付金…… 875万円

<給付金総額>……1,935万円

*1 記載の治療例はあくまでも一例です。がんの部位・性質・進行度などにより治療内容は異なります。また、未承認薬の投与はがん診療連携拠点病院等での治療が前提であることなど、各治療例は各保障の支払対象となる条件下での治療であるものとします。
*2 公的医療保険適用外の治療（未承認薬）を選択された場合の治療例です。公的医療保険適用の治療の選択肢もあります。
*3 各治療については、直前の治療とは別の月におこなった場合を想定しています。
*4 2024年7月31日現在の1か月薬価（1ドル=100円換算）2,918,160円×3か月=8,754,480円で計算しています。

月払保険料例

●契約日が2025年10月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります（ただし、当社は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります）。
●保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。
●記載以外の給付金額・給付倍率・保険料払込期間については、募集代理店または当社へご確認ください。

「がん自由診療特約(終身がん保険用)」は保険期間5年の更新型で、自動更新されます（保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで、ご契約の更新を取り扱います）。なお、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の年齢、および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。

男性　非喫煙者保険料率　保険期間・保険料払込期間〈終身〉

（単位:円）

がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）なし										がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）あり									
主契約※							特約		契約年齢（歳）	主契約※							特約		
①がん治療給付金10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金	がん自由診療＊4	がん入院＊5		①がん治療給付金10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金	がん自由診療＊4	がん入院＊5	
特則適用なし	緩和ケア特則＊1		特則適用なし	緩和ケア特則＊1						特則適用なし	緩和ケア特則＊1		特則適用なし	緩和ケア特則＊1					
	あり	なし		あり	なし			がん入院給付金日額			あり	なし		あり	なし			がん入院給付金日額	
	自費診療上乗せ特則＊2			自費診療上乗せ特則＊3							自費診療上乗せ特則＊2			自費診療上乗せ特則＊3					
	なし	給付倍率2倍		なし	給付倍率2倍	100万円		10,000円			なし	給付倍率2倍		なし	給付倍率2倍	100万円		10,000円	
213	227	256	174	191	217	496	486	160	0	262	279	314	214	234	266	612	501	200	0
220	234	264	180	197	224	514	486	170	1	269	287	323	220	241	274	632	495	200	1
228	242	273	186	204	232	534	486	170	2	278	296	333	227	249	283	654	492	210	2
236	251	283	193	211	240	554	486	180	3	288	307	345	235	257	293	678	490	220	3
244	260	293	200	218	249	575	486	190	4	299	318	358	244	267	303	705	489	220	4
253	270	304	207	226	258	598	486	190	5	310	330	372	253	277	315	733	489	230	5
263	280	316	215	235	267	621	486	200	6	322	343	386	263	288	327	762	489	240	6
273	290	328	223	244	277	646	486	200	7	335	356	401	273	299	340	793	489	250	7
283	302	340	231	253	288	671	486	210	8	348	371	417	284	311	353	826	489	260	8
294	313	353	240	263	299	698	486	220	9	362	386	434	296	323	367	860	489	270	9
306	326	367	250	273	311	726	486	230	10	377	401	452	308	336	382	896	489	280	10
318	338	381	260	283	323	756	486	230	11	393	418	470	320	350	398	934	490	290	11
331	352	397	270	295	336	786	486	240	12	409	435	490	333	364	414	973	491	300	12
344	366	412	280	306	349	818	486	250	13	426	453	510	347	379	432	1,014	493	310	13
358	380	429	292	318	363	852	486	260	14	444	472	531	362	395	449	1,057	494	320	14
372	395	446	303	331	377	887	486	270	15	462	492	554	377	411	468	1,102	496	330	15
387	411	464	315	344	392	923	486	280	16	481	512	577	392	428	488	1,149	497	350	16
403	428	483	328	358	408	961	486	290	17	501	533	600	409	446	508	1,197	497	360	17
419	445	502	341	372	424	1,001	486	300	18	522	555	625	425	464	529	1,248	497	380	18
436	463	522	355	387	442	1,042	486	310	19	544	578	651	443	484	550	1,301	497	390	19
406	431	486	330	360	411	969	486	290	20	502	534	601	409	446	508	1,200	497	360	20
422	448	505	344	375	427	1,009	486	300	21	523	556	625	426	465	529	1,250	497	370	21
439	466	526	357	390	444	1,050	486	320	22	544	579	651	443	484	550	1,303	497	390	22
456	485	547	372	405	462	1,093	486	330	23	567	603	678	462	504	573	1,358	497	410	23
475	504	569	387	421	480	1,138	486	340	24	591	628	707	481	525	597	1,416	497	420	24
494	525	592	402	438	500	1,185	486	360	25	615	654	737	501	547	622	1,476	498	440	25
514	546	616	418	456	520	1,234	486	370	26	642	682	768	522	570	649	1,540	498	460	26
535	569	641	435	475	541	1,285	486	380	27	669	711	801	545	594	676	1,607	499	480	27
557	592	667	453	494	563	1,338	486	400	28	698	742	835	568	620	705	1,677	500	500	28
580	616	695	472	515	587	1,394	486	420	29	729	775	872	593	647	736	1,750	501	520	29
604	642	724	491	536	611	1,452	486	430	30	761	809	910	619	676	769	1,828	502	550	30
630	669	754	512	559	636	1,513	486	450	31	794	845	951	646	706	803	1,909	503	570	31
656	697	785	533	582	663	1,577	486	470	32	830	883	993	675	737	838	1,995	505	600	32
683	727	818	556	607	691	1,644	486	490	33	867	922	1,037	705	770	876	2,084	506	620	33
712	757	853	579	632	720	1,713	486	510	34	906	964	1,084	737	805	915	2,179	507	650	34
743	790	889	604	659	750	1,787	486	530	35	947	1,008	1,133	770	841	956	2,278	509	680	35
774	823	927	629	687	782	1,863	486	560	36	990	1,053	1,184	805	880	1,000	2,382	510	710	36
807	858	966	656	717	815	1,943	486	580	37	1,035	1,102	1,238	842	920	1,045	2,492	512	740	37
841	895	1,007	684	747	850	2,027	486	610	38	1,083	1,152	1,295	881	962	1,093	2,607	514	780	38
877	933	1,050	713	779	886	2,114	486	630	39	1,132	1,205	1,354	921	1,007	1,143	2,728	516	810	39
915	973	1,095	744	813	924	2,206	486	660	40	1,185	1,261	1,417	964	1,053	1,196	2,855	518	850	40
954	1,015	1,142	776	848	963	2,301	486	690	41	1,240	1,320	1,482	1,009	1,102	1,251	2,988	520	890	41
995	1,059	1,191	809	884	1,005	2,401	486	720	42	1,298	1,382	1,551	1,056	1,154	1,310	3,129	523	930	42
1,038	1,105	1,242	844	923	1,048	2,505	486	750	43	1,359	1,447	1,624	1,106	1,208	1,371	3,277	526	980	43
1,083	1,153	1,296	881	963	1,093	2,614	486	780	44	1,423	1,516	1,701	1,158	1,266	1,436	3,433	529	1,020	44
1,131	1,203	1,352	920	1,005	1,141	2,728	486	820	45	1,492	1,588	1,783	1,214	1,327	1,505	3,598	532	1,070	45
1,180	1,256	1,411	960	1,049	1,191	2,848	486	850	46	1,564	1,665	1,869	1,272	1,391	1,577	3,771	536	1,120	46
1,232	1,311	1,473	1,002	1,095	1,243	2,972	486	890	47	1,640	1,746	1,960	1,334	1,459	1,654	3,954	540	1,180	47
1,286	1,369	1,538	1,046	1,143	1,298	3,102	486	930	48	1,720	1,832	2,056	1,400	1,530	1,735	4,146	544	1,240	48
1,343	1,430	1,606	1,093	1,194	1,355	3,237	486	970	49	1,805	1,922	2,157	1,469	1,606	1,821	4,349	548	1,300	49
1,403	1,493	1,677	1,141	1,247	1,415	3,378	486	1,010	50	1,894	2,018	2,264	1,542	1,685	1,911	4,562	553	1,360	50
1,464	1,559	1,751	1,192	1,302	1,478	3,524	486	1,050	51	1,988	2,118	2,376	1,619	1,769	2,006	4,785	558	1,420	51
1,529	1,627	1,827	1,244	1,359	1,543	3,676	486	1,100	52	2,087	2,223	2,493	1,699	1,857	2,105	5,018	564	1,490	52
1,595	1,698	1,906	1,298	1,419	1,610	3,832	486	1,140	53	2,189	2,332	2,615	1,783	1,949	2,209	5,261	569	1,570	53
1,663	1,771	1,988	1,354	1,480	1,679	3,994	486	1,190	54	2,296	2,446	2,742	1,870	2,044	2,316	5,514	575	1,640	54
1,734	1,847	2,072	1,412	1,543	1,750	4,160	486	1,240	55	2,406	2,564	2,874	1,960	2,143	2,428	5,775	582	1,720	55
1,807	1,924	2,158	1,472	1,608	1,823	4,329	486	1,290	56	2,521	2,686	3,010	2,054	2,245	2,544	6,045	588	1,800	56
1,881	2,004	2,247	1,533	1,675	1,899	4,503	486	1,340	57	2,639	2,812	3,151	2,151	2,351	2,663	6,322	594	1,880	57
1,957	2,085	2,337	1,595	1,743	1,975	4,679	486	1,390	58	2,761	2,943	3,296	2,251	2,461	2,786	6,607	601	1,960	58
2,035	2,168	2,430	1,659	1,814	2,054	4,857	486	1,440	59	2,887	3,078	3,446	2,354	2,574	2,913	6,899	608	2,050	59
2,114	2,253	2,524	1,724	1,885	2,134	5,037	486	1,490	60	3,017	3,217	3,601	2,461	2,691	3,045	7,199	614	2,130	60
2,194	2,340	2,619	1,790	1,958	2,215	5,218	486	1,550	61	3,151	3,361	3,760	2,571	2,812	3,180	7,505	620	2,220	61
2,276	2,427	2,716	1,857	2,031	2,297	5,400	486	1,600	62	3,288	3,508	3,923	2,683	2,935	3,318	7,817	626	2,310	62
2,357	2,515	2,813	1,924	2,105	2,379	5,582	486	1,650	63	3,428	3,658	4,089	2,797	3,061	3,458	8,133	631	2,400	63
2,439	2,604	2,909	1,991	2,179	2,461	5,763	486	1,700	64	3,569	3,810	4,256	2,913	3,188	3,600	8,451	639	2,490	64
2,521	2,692	3,006	2,058	2,252	2,542	5,943	486	1,750	65	3,711	3,963	4,424	3,029	3,316	3,741	8,771	647	2,580	65
2,601	2,778	3,100	2,123	2,325	2,622	6,122	486	1,800	66	3,852	4,115	4,591	3,144	3,443	3,883	9,091	656	2,670	66
2,680	2,863	3,193	2,187	2,395	2,700	6,298	486	1,850	67	3,993	4,266	4,756	3,259	3,569	4,023	9,411	666	2,760	67
2,755	2,944	3,281	2,249	2,463	2,775	6,471	486	1,900	68	4,129	4,413	4,918	3,370	3,692	4,159	9,728	676	2,850	68
2,827	3,022	3,366	2,307	2,528	2,846	6,640	486	1,940	69	4,255	4,548	5,066	3,472	3,804	4,283	10,024	682	2,930	69
2,895	3,095	3,446	2,363	2,589	2,914	6,804	486	1,990	70	4,374	4,676	5,206	3,570	3,911	4,402	10,312	688	3,010	70
2,959	3,164	3,521	2,415	2,646	2,977	6,963	486	2,030	71	4,486	4,797	5,339	3,661	4,012	4,514	10,589	692	3,090	71
3,018	3,228	3,592	2,463	2,699	3,036	7,116	486	2,070	72	4,591	4,910	5,463	3,747	4,106	4,618	10,855	695	3,160	72
3,073	3,287	3,656	2,508	2,748	3,091	7,261	486	2,110	73	4,688	5,014	5,578	3,826	4,193	4,715	11,108	697	3,220	73
3,123	3,340	3,715	2,548	2,793	3,141	7,398	486	2,140	74	4,778	5,110	5,684	3,899	4,273	4,805	11,349	698	3,290	74
3,168	3,389	3,769	2,585	2,833	3,186	7,527	486	2,170	75	4,861	5,200	5,783	3,967	4,347	4,889	11,578	698	3,350	75
3,209	3,433	3,818	2,619	2,870	3,227	7,648	486	2,210	76	4,939	5,283	5,876	4,030	4,417	4,967	11,798	696	3,410	76
3,246	3,472	3,862	2,649	2,903	3,264	7,761	486	2,240	77	5,012	5,361	5,963	4,090	4,482	5,040	12,009	694	3,470	77
3,280	3,508	3,902	2,676	2,933	3,298	7,865	486	2,270	78	5,081	5,435	6,045	4,146	4,544	5,110	12,210	689	3,530	78
3,309	3,540	3,937	2,700	2,960	3,328	7,961	486	2,300	79	5,144	5,502	6,120	4,197	4,600	5,173	12,398	683	3,590	79
3,336	3,568	3,968	2,722	2,983	3,354	8,049	486	2,330	80	5,201	5,563	6,188	4,244	4,652	5,231	12,573	675	3,640	80
3,359	3,593	3,996	2,741	3,004	3,378	8,130	486	2,360	81	5,253	5,618	6,249	4,286	4,698	5,282	12,736	665	3,700	81
3,380	3,615	4,021	2,758	3,022	3,399	8,206	486	2,390	82	5,300	5,669	6,305	4,325	4,740	5,330	12,889	651	3,750	82
3,398	3,635	4,043	2,773	3,039	3,417	8,278	486	2,410	83	5,344	5,716	6,357	4,361	4,779	5,374	13,037	633	3,800	83
3,415	3,653	4,063	2,787	3,054	3,435	8,347	486	2,440	84	5,386	5,761	6,407	4,395	4,817	5,416	13,181	612	3,850	84
3,431	3,670	4,082	2,799	3,068	3,450	8,412	486	2,460	85	5,426	5,804	6,455	4,428	4,853	5,457	13,322	585	3,900	85

※①のみ、②のみ、③のみ、①+③、②+③の5パターンの組み合わせからお選びいただけます。①と②を組み合わせることや、①②③のすべてを組み合わせることはできません。 ＊1～＊5に関してはそれぞれ、つぎの特約・特則を指します。 ＊1 がん緩和ケア保障特則　＊2 がん治療自費診療上乗せ給付特則　＊3 がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則　＊4 がん自由診療特約(終身がん保険用)　＊5 がん入院特約(終身がん保険用)

男性　喫煙者保険料率　保険期間・保険料払込期間〈終身〉

（単位:円）

がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）なし										がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）あり									
主契約※							特約		契約年齢（歳）	主契約※							特約		
①がん治療給付金10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金	がん自由診療＊4	がん入院＊5		①がん治療給付金10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金	がん自由診療＊4	がん入院＊5	
特則適用なし	緩和ケア特則＊1		特則適用なし	緩和ケア特則＊1						特則適用なし	緩和ケア特則＊1		特則適用なし	緩和ケア特則＊1					
	あり	なし		あり	なし			がん入院給付金日額			あり	なし		あり	なし			がん入院給付金日額	
	自費診療上乗せ特則＊2			自費診療上乗せ特則＊3							自費診療上乗せ特則＊2			自費診療上乗せ特則＊3					
	なし	給付倍率2倍		なし	給付倍率2倍	100万円		10,000円			なし	給付倍率2倍		なし	給付倍率2倍	100万円		10,000円	
20歳未満の方は喫煙者保険料率の取り扱いはありません。非喫煙者保険料率のページをご確認ください。									0	20歳未満の方は喫煙者保険料率の取り扱いはありません。非喫煙者保険料率のページをご確認ください。									0
									1										1
									2										2
									3										3
									4										4
									5										5
									6										6
									7										7
									8										8
									9										9
									10										10
									11										11
									12										12
									13										13
									14										14
									15										15
									16										16
									17										17
									18										18
									19										19
476	506	571	388	423	482	1,140	486	340	20	588	625	705	479	523	596	1,408	497	420	20
496	527	594	404	440	502	1,188	486	360	21	614	652	735	500	545	621	1,469	497	440	21
517	548	619	420	458	523	1,239	486	370	22	640	680	767	521	568	648	1,534	497	460	22
538	571	645	438	477	545	1,291	486	390	23	668	710	800	544	593	676	1,601	497	480	23
561	595	672	456	497	567	1,346	486	410	24	697	741	835	567	619	705	1,672	497	500	24
584	620	700	475	518	591	1,404	486	420	25	728	774	872	592	646	736	1,747	498	520	25
609	647	730	495	540	616	1,464	486	440	26	761	808	911	619	675	769	1,826	498	550	26
635	674	761	516	563	642	1,527	486	460	27	795	845	952	646	705	803	1,908	499	570	27
662	703	794	539	587	670	1,593	486	480	28	831	883	995	676	737	840	1,995	500	600	28
691	734	828	562	613	699	1,663	486	500	29	869	923	1,040	707	771	878	2,087	501	620	29
721	766	864	586	639	729	1,736	486	520	30	909	966	1,088	739	806	918	2,183	502	650	30
753	800	902	612	667	761	1,812	486	540	31	951	1,011	1,138	773	844	961	2,285	503	680	31
786	835	942	639	697	795	1,892	486	570	32	995	1,058	1,192	809	883	1,006	2,392	505	720	32
821	872	984	667	728	830	1,977	486	590	33	1,042	1,107	1,247	847	925	1,053	2,505	506	750	33
857	911	1,027	697	760	867	2,065	486	620	34	1,091	1,160	1,306	887	968	1,102	2,624	507	780	34
896	952	1,073	728	794	905	2,158	486	650	35	1,143	1,215	1,368	929	1,015	1,155	2,749	509	820	35
936	995	1,121	761	830	946	2,256	486	680	36	1,198	1,273	1,434	974	1,063	1,210	2,882	510	860	36
978	1,040	1,172	795	868	989	2,359	486	710	37	1,255	1,335	1,503	1,021	1,115	1,268	3,021	512	900	37
1,022	1,087	1,225	831	907	1,033	2,466	486	740	38	1,316	1,400	1,575	1,070	1,169	1,329	3,169	514	950	38
1,069	1,136	1,280	869	948	1,080	2,579	486	770	39	1,380	1,468	1,652	1,122	1,226	1,394	3,325	516	990	39
1,118	1,188	1,338	908	992	1,129	2,698	486	810	40	1,448	1,540	1,733	1,178	1,286	1,462	3,489	518	1,040	40
1,169	1,242	1,399	950	1,037	1,180	2,822	486	850	41	1,520	1,617	1,818	1,236	1,350	1,534	3,663	520	1,100	41
1,222	1,300	1,463	993	1,085	1,234	2,953	486	890	42	1,595	1,697	1,909	1,297	1,417	1,611	3,847	523	1,150	42
1,279	1,360	1,530	1,039	1,135	1,291	3,090	486	930	43	1,675	1,782	2,004	1,362	1,488	1,691	4,040	526	1,210	43
1,338	1,423	1,601	1,087	1,188	1,351	3,233	486	970	44	1,760	1,872	2,105	1,431	1,563	1,776	4,244	529	1,270	44
1,400	1,489	1,676	1,138	1,243	1,413	3,383	486	1,010	45	1,849	1,967	2,211	1,503	1,643	1,866	4,458	532	1,330	45
1,465	1,558	1,754	1,191	1,301	1,479	3,540	486	1,060	46	1,943	2,067	2,323	1,580	1,726	1,961	4,685	536	1,400	46
1,534	1,631	1,835	1,247	1,362	1,548	3,704	486	1,110	47	2,042	2,173	2,442	1,660	1,814	2,061	4,922	540	1,470	47
1,606	1,708	1,921	1,305	1,426	1,621	3,876	486	1,160	48	2,146	2,284	2,567	1,746	1,908	2,166	5,172	544	1,540	48
1,681	1,788	2,011	1,367	1,493	1,697	4,055	486	1,210	49	2,256	2,402	2,698	1,835	2,006	2,277	5,434	548	1,620	49
1,760	1,872	2,105	1,431	1,563	1,777	4,242	486	1,270	50	2,372	2,525	2,837	1,930	2,109	2,394	5,709	553	1,700	50
1,842	1,960	2,204	1,498	1,637	1,860	4,436	486	1,330	51	2,494	2,655	2,982	2,029	2,217	2,517	5,998	558	1,790	51
1,928	2,051	2,306	1,568	1,713	1,947	4,638	486	1,390	52	2,622	2,791	3,135	2,134	2,331	2,646	6,300	564	1,880	52
2,017	2,146	2,413	1,642	1,793	2,037	4,848	486	1,450	53	2,756	2,934	3,294	2,243	2,451	2,782	6,616	569	1,970	53
2,110	2,246	2,523	1,718	1,876	2,131	5,067	486	1,520	54	2,896	3,083	3,461	2,358	2,576	2,923	6,947	575	2,070	54
2,207	2,348	2,638	1,797	1,962	2,228	5,293	486	1,580	55	3,043	3,240	3,636	2,478	2,707	3,072	7,292	582	2,170	55
2,306	2,455	2,757	1,878	2,052	2,329	5,526	486	1,650	56	3,196	3,403	3,819	2,603	2,844	3,226	7,651	588	2,280	56
2,410	2,565	2,880	1,963	2,145	2,434	5,765	486	1,720	57	3,355	3,573	4,008	2,734	2,987	3,387	8,023	594	2,390	57
2,516	2,679	3,007	2,050	2,240	2,541	6,010	486	1,790	58	3,520	3,749	4,205	2,869	3,135	3,554	8,405	601	2,500	58
2,625	2,796	3,137	2,140	2,339	2,652	6,260	486	1,870	59	3,690	3,932	4,408	3,009	3,288	3,726	8,798	608	2,620	59
2,738	2,917	3,270	2,232	2,440	2,765	6,513	486	1,940	60	3,866	4,120	4,616	3,152	3,446	3,903	9,198	614	2,730	60
2,852	3,040	3,406	2,326	2,543	2,881	6,769	486	2,010	61	4,045	4,313	4,830	3,300	3,608	4,085	9,605	620	2,850	61
2,968	3,165	3,544	2,422	2,648	2,998	7,027	486	2,090	62	4,229	4,510	5,048	3,451	3,774	4,270	10,018	626	2,970	62
3,086	3,291	3,684	2,518	2,754	3,116	7,285	486	2,160	63	4,416	4,711	5,270	3,604	3,942	4,458	10,435	631	3,090	63
3,204	3,419	3,823	2,615	2,861	3,234	7,543	486	2,230	64	4,607	4,916	5,495	3,760	4,114	4,648	10,857	639	3,210	64
3,323	3,546	3,963	2,712	2,968	3,352	7,801	486	2,300	65	4,800	5,124	5,724	3,918	4,288	4,842	11,285	647	3,330	65
3,440	3,673	4,101	2,808	3,074	3,469	8,057	486	2,380	66

月払保険料例

●契約日が2025年10月2日以降の保険契約に適用される保険料率となります（ただし、当社は、今後、新たな保険契約に対して保険料を変更する場合があります）。
●保険料は被保険者の契約日における満年齢により計算します。
●記載以外の給付金額・給付倍率・保険料払込期間については、募集代理店または当社へご確認ください。

「がん自由診療特約(終身がん保険用)」は保険期間5年の更新型で、自動更新されます（保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで、ご契約の更新を取り扱います）。なお、更新後の保険料は更新日現在の被保険者の年齢、および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。

女性　非喫煙者保険料率　保険期間・保険料払込期間〈終身〉

（単位:円）

がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）なし											がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）あり										
主契約※							特約			契約年齢（歳）	主契約※							特約			
①がん治療給付金10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金	がん自由診療＊4	がん入院＊5	がん女性特定手術＊6		①がん治療給付金10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金	がん自由診療＊4	がん入院＊5	がん女性特定手術＊6	
特則適用なし	緩和ケア特則＊1		特則適用なし	緩和ケア特則＊1							特則適用なし	緩和ケア特則＊1		特則適用なし	緩和ケア特則＊1						
	あり	なし		あり	なし							あり	なし		あり	なし					
	自費診療上乗せ特則＊2			自費診療上乗せ特則＊3				がん入院給付金日額	基準給付金額			自費診療上乗せ特則＊2			自費診療上乗せ特則＊3				がん入院給付金日額	基準給付金額	
	なし	給付倍率2倍		なし	給付倍率2倍	100万円		10,000円	100万円			なし	給付倍率2倍		なし	給付倍率2倍	100万円		10,000円	100万円	
295	306	341	261	275	308	499	486	130	80	0	365	381	423	322	341	381	623	508	170	90	
306	318	354	271	286	319	518	486	140	80	1	377	393	437	333	353	393	643	500	170	100	
318	331	368	282	297	332	537	486	140	90	2	390	407	452	345	365	407	665	495	180	100	
330	343	382	293	308	345	557	486	140	90	3	405	423	469	358	379	422	689	493	180	100	
343	357	397	304	320	358	578	486	150	90	4	421	439	488	372	394	439	716	492	190	110	
357	371	413	316	333	372	600	486	150	100	5	438	457	507	387	410	456	744	491	190	110	
371	386	429	329	346	387	623	486	160	100	6	456	476	528	403	427	475	773	490	200	120	
386	401	446	342	360	402	648	486	160	110	7	474	495	549	419	444	495	804	490	210	120	
401	417	464	355	375	418	673	486	170	110	8	494	516	572	437	463	515	837	489	210	130	
417	434	482	370	390	435	699	486	170	110	9	515	537	596	455	482	536	872	489	220	130	
434	451	502	385	405	452	727	486	180	120	10	536	560	621	474	502	559	908	489	230	140	
451	470	522	400	422	471	756	486	180	120	11	559	584	647	494	524	583	946	490	240	140	
470	489	543	417	439	490	786	486	190	130	12	583	609	675	516	546	608	985	490	250	150	
489	509	565	433	457	510	817	486	200	130	13	608	635	704	538	569	633	1,027	491	250	160	
509	529	588	451	475	530	850	486	200	140	14	634	662	734	561	594	661	1,070	492	260	160	
529	551	612	469	495	552	883	486	210	140	15	661	691	765	585	620	689	1,116	493	270	170	
551	573	637	489	515	574	918	486	220	150	16	690	720	798	610	646	719	1,163	494	290	180	
573	597	662	509	536	598	955	486	230	160	17	719	751	833	637	674	750	1,212	495	300	180	
597	621	689	529	558	622	992	486	230	160	18	751	784	868	664	703	782	1,262	496	310	190	
621	646	717	551	581	647	1,031	486	240	170	19	783	818	906	693	734	816	1,315	498	320	200	
630	655	727	559	589	656	1,045	486	240	170	20	791	826	915	700	742	824	1,329	501	320	200	
655	682	756	581	613	682	1,085	486	250	180	21	825	862	954	730	774	859	1,384	505	340	210	
682	710	787	605	638	710	1,126	486	260	190	22	861	899	995	762	807	896	1,440	510	350	220	
710	738	819	630	664	739	1,168	486	270	190	23	898	938	1,038	795	842	935	1,498	516	360	230	
738	768	851	655	691	768	1,211	486	280	200	24	936	978	1,082	829	878	975	1,557	521	380	240	
768	799	885	682	719	799	1,255	486	290	210	25	976	1,019	1,127	864	915	1,015	1,617	525	390	250	
799	832	921	709	748	831	1,299	486	300	220	26	1,016	1,061	1,173	900	953	1,057	1,677	529	410	260	
831	865	957	738	778	865	1,345	486	320	220	27	1,057	1,104	1,221	937	992	1,100	1,738	533	420	270	
864	900	995	768	810	899	1,391	486	330	230	28	1,100	1,149	1,269	975	1,033	1,144	1,800	537	440	280	
898	935	1,034	798	842	934	1,438	486	340	240	29	1,144	1,195	1,319	1,014	1,074	1,190	1,862	540	460	290	
933	972	1,075	830	876	971	1,486	486	350	250	30	1,189	1,242	1,371	1,054	1,117	1,236	1,926	544	470	300	
970	1,010	1,116	863	910	1,009	1,535	486	360	250	31	1,235	1,290	1,424	1,095	1,160	1,284	1,991	547	490	310	
1,007	1,049	1,158	896	945	1,047	1,584	486	380	260	32	1,282	1,339	1,478	1,138	1,205	1,333	2,056	550	510	310	
1,045	1,089	1,202	930	982	1,087	1,635	486	390	270	33	1,330	1,390	1,533	1,181	1,251	1,384	2,122	553	520	320	
1,084	1,129	1,246	965	1,019	1,128	1,686	486	400	280	34	1,379	1,441	1,589	1,225	1,298	1,435	2,190	556	540	330	
1,123	1,171	1,291	1,001	1,057	1,169	1,738	486	420	280	35	1,429	1,494	1,646	1,270	1,346	1,487	2,258	560	560	340	
1,163	1,213	1,337	1,037	1,095	1,210	1,791	486	430	290	36	1,479	1,547	1,704	1,315	1,394	1,539	2,327	564	580	350	
1,203	1,255	1,383	1,073	1,133	1,252	1,845	486	450	300	37	1,530	1,600	1,762	1,360	1,442	1,592	2,397	568	600	360	
1,243	1,297	1,429	1,109	1,172	1,294	1,898	486	460	300	38	1,580	1,653	1,819	1,405	1,490	1,644	2,467	572	620	370	
1,283	1,339	1,475	1,144	1,210	1,336	1,953	486	480	310	39	1,630	1,705	1,877	1,449	1,538	1,696	2,537	576	640	370	
1,322	1,380	1,520	1,179	1,247	1,377	2,007	486	500	310	40	1,679	1,757	1,933	1,493	1,585	1,748	2,607	580	660	380	
1,360	1,420	1,564	1,213	1,284	1,417	2,061	486	510	320	41	1,726	1,807	1,988	1,535	1,631	1,797	2,676	584	680	380	
1,396	1,459	1,606	1,245	1,319	1,455	2,114	486	530	320	42	1,771	1,855	2,041	1,575	1,674	1,845	2,743	587	700	390	
1,430	1,496	1,646	1,275	1,352	1,491	2,167	486	550	320	43	1,813	1,900	2,090	1,612	1,715	1,890	2,809	590	730	390	
1,462	1,530	1,684	1,303	1,383	1,525	2,219	486	570	320	44	1,852	1,942	2,137	1,646	1,752	1,931	2,874	592	750	390	
1,492	1,562	1,720	1,328	1,411	1,557	2,270	486	580	320	45	1,887	1,981	2,179	1,677	1,787	1,969	2,936	593	770	390	
1,519	1,592	1,753	1,352	1,438	1,586	2,321	486	600	320	46	1,920	2,017	2,219	1,704	1,818	2,003	2,997	594	790	390	
1,544	1,620	1,784	1,373	1,462	1,612	2,372	486	620	320	47	1,949	2,049	2,254	1,728	1,846	2,034	3,056	593	820	390	
1,567	1,646	1,812	1,391	1,484	1,637	2,423	486	640	320	48	1,975	2,078	2,287	1,750	1,871	2,062	3,116	592	840	380	
1,587	1,669	1,838	1,408	1,504	1,659	2,475	486	660	310	49	1,998	2,105	2,317	1,769	1,894	2,087	3,176	591	860	380	
1,606	1,691	1,863	1,423	1,522	1,680	2,528	486	690	310	50	2,020	2,131	2,346	1,786	1,915	2,111	3,237	590	890	380	
1,625	1,713	1,887	1,437	1,540	1,699	2,581	486	710	310	51	2,042	2,156	2,373	1,803	1,936	2,134	3,300	590	910	370	
1,643	1,735	1,911	1,451	1,558	1,719	2,637	486	730	310	52	2,064	2,182	2,402	1,819	1,957	2,157	3,366	590	940	370	
1,662	1,757	1,936	1,466	1,576	1,739	2,695	486	750	300	53	2,086	2,208	2,431	1,837	1,979	2,181	3,434	591	970	370	
1,682	1,781	1,961	1,481	1,596	1,760	2,755	486	780	300	54	2,110	2,236	2,461	1,855	2,002	2,206	3,506	591	1,000	370	
1,703	1,805	1,988	1,498	1,616	1,782	2,818	486	800	300	55	2,135	2,265	2,493	1,875	2,026	2,233	3,580	592	1,020	360	
1,726	1,831	2,016	1,515	1,638	1,806	2,882	486	820	300	56	2,162	2,296	2,526	1,896	2,052	2,261	3,657	592	1,050	360	
1,750	1,859	2,046	1,534	1,661	1,831	2,949	486	850	300	57	2,190	2,329	2,561	1,918	2,079	2,290	3,735	592	1,080	360	
1,775	1,889	2,077	1,555	1,686	1,857	3,017	486	880	290	58	2,220	2,364	2,598	1,942	2,108	2,321	3,815	592	1,110	360	
1,802	1,920	2,110	1,576	1,712	1,885	3,086	486	900	290	59	2,251	2,400	2,637	1,967	2,139	2,353	3,897	591	1,140	350	
1,830	1,952	2,144	1,599	1,740	1,913	3,157	486	930	290	60	2,283	2,437	2,676	1,993	2,171	2,386	3,980	590	1,180	350	
1,858	1,984	2,179	1,622	1,767	1,942	3,229	486	960	290	61	2,316	2,475	2,715	2,020	2,203	2,419	4,064	588	1,210	350	
1,887	2,017	2,213	1,645	1,795	1,971	3,303	486	980	280	62	2,349	2,512	2,755	2,046	2,235	2,452	4,149	586	1,240	340	
1,915	2,050	2,247	1,667	1,823	1,999	3,377	486	1,010	280	63	2,381	2,550	2,794	2,071	2,266	2,484	4,235	584	1,270	340	
1,943	2,082	2,280	1,689	1,850	2,026	3,453	486	1,040	280	64	2,413	2,587	2,832	2,096	2,297	2,515	4,323	582	1,300	340	
1,970	2,114	2,313	1,710	1,876	2,053	3,530	486	1,060	270	65	2,444	2,623	2,869	2,121	2,328	2,546	4,412	581	1,330	330	
1,997	2,146	2,345	1,732	1,902	2,080	3,608	486	1,090	270	66	2,476	2,660	2,907	2,146	2,358	2,577	4,504	580	1,370	330	
2,024	2,177	2,377	1,753	1,928	2,106	3,687	486	1,120	270	67	2,508	2,697	2,945	2,171	2,389	2,608	4,599	579	1,400	320	
2,051	2,207	2,409	1,774	1,954	2,132	3,767	486	1,140	260	68	2,540	2,734	2,984	2,196	2,420	2,640	4,695	578	1,430	320	
2,078	2,238	2,441	1,795	1,980	2,159	3,848	486	1,170	260	69	2,572	2,771	3,022	2,222	2,450	2,671	4,790	576	1,460	310	
2,105	2,269	2,474	1,817	2,006	2,186	3,929	486	1,200	250	70	2,603	2,807	3,059	2,247	2,480	2,703	4,885	573	1,490	310	
2,133	2,301	2,507	1,840	2,032	2,214	4,011	486	1,220	250	71	2,636	2,843	3,098	2,274	2,511	2,735	4,981	571	1,520	300	
2,162	2,332	2,540	1,864	2,059	2,242	4,092	486	1,250	250	72	2,670	2,881	3,138	2,302	2,544	2,770	5,080	569	1,550	300	
2,191	2,365	2,575	1,888	2,087	2,272	4,174	486	1,270	240	73	2,707	2,922	3,182	2,333	2,579	2,807	5,182	569	1,580	290	
2,221	2,397	2,610	1,913	2,115	2,302	4,256	486	1,300	240	74	2,746	2,964	3,227	2,366	2,616	2,847	5,286	569	1,610	290	
2,250	2,429	2,645	1,938	2,144	2,333	4,339	486	1,320	230	75	2,785	3,006	3,273	2,399	2,653	2,887	5,392	570	1,650	290	
2,280	2,461	2,679	1,964	2,172	2,363	4,422	486	1,350	230	76	2,823	3,047	3,318	2,432	2,689	2,926	5,497	570	1,680	280	
2,309	2,492	2,713	1,989	2,199	2,393	4,505	486	1,370	230	77	2,858	3,086	3,359	2,462	2,723	2,963	5,600	569	1,710	280	
2,337	2,522	2,746	2,013	2,226	2,422	4,590	486	1,390	220	78	2,890	3,120	3,397	2,489	2,753	2,996	5,698	565	1,740	270	
2,363	2,551	2,778	2,036	2,251	2,450	4,676	486	1,420	220	79	2,917	3,149	3,429	2,513	2,779	3,024	5,792	560	1,760	270	
2,389	2,579	2,808	2,058	2,276	2,477	4,764	486	1,440	220	80	2,941	3,175	3,457	2,533	2,802	3,049	5,883	554	1,790	260	
2,414	2,606	2,837	2,079	2,299	2,502	4,853	486	1,470	210	81	2,963	3,199	3,483	2,553	2,823	3,072	5,975	547	1,820	260	
2,438	2,632	2,865	2,100	2,322	2,527	4,943	486	1,500	210	82	2,984	3,221	3,507	2,570	2,842	3,093	6,066	540	1,850	260	
2,461	2,657	2,892	2,120	2,344	2,551	5,035	486	1,530	210	83	3,006	3,245	3,533	2,590	2,864	3,116	6,165	532	1,880	250	
2,484	2,681	2,919	2,140	2,366	2,575	5,129	486	1,570	210	84	3,028	3,269	3,558	2,608	2,884	3,139	6,266	523	1,920	250	
2,506	2,705	2,945	2,159	2,387	2,598	5,223	486	1,600	200	85	3,049	3,292	3,584	2,627	2,905	3,161	6,369	512	1,960	250	

※①のみ、②のみ、③のみ、①+③、②+③の5パターンの組み合わせからお選びいただけます。①と②を組み合わせることや、①②③のすべてを組み合わせることはできません。　＊1～＊6に関してはそれぞれ、つぎの特約・特則を指します。　＊1 がん緩和ケア保障特則　＊2 がん治療自費診療上乗せ給付特則　＊3 がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則　＊4 がん自由診療特約(終身がん保険用)　＊5 がん入院特約(終身がん保険用)　＊6 がん女性特定手術・乳房再建保障特約(終身がん保険用)

女性　喫煙者保険料率　保険期間・保険料払込期間〈終身〉

（単位:円）

がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）なし											がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）あり										
主契約※							特約			契約年齢（歳）	主契約※							特約			
①がん治療給付金10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金	がん自由診療＊4	がん入院＊5	がん女性特定手術＊6		①がん治療給付金10万円			②がん放射線治療・抗がん剤治療給付金10万円			③がん診断給付金	がん自由診療＊4	がん入院＊5	がん女性特定手術＊6	
特則適用なし	緩和ケア特則＊1		特則適用なし	緩和ケア特則＊1							特則適用なし	緩和ケア特則＊1		特則適用なし	緩和ケア特則＊1						
	あり	なし		あり	なし							あり	なし		あり	なし					
	自費診療上乗せ特則＊2			自費診療上乗せ特則＊3				がん入院給付金日額	基準給付金額			自費診療上乗せ特則＊2			自費診療上乗せ特則＊3				がん入院給付金日額	基準給付金額	
	なし	給付倍率2倍		なし	給付倍率2倍	100万円		10,000円	100万円			なし	給付倍率2倍		なし	給付倍率2倍	100万円		10,000円	100万円	
20歳未満の方は喫煙者保険料率の取り扱いはありません。非喫煙者保険料率のページをご確認ください。										0	20歳未満の方は喫煙者保険料率の取り扱いはありません。非喫煙者保険料率のページをご確認ください。										
										1											
										2											
										3											
										4											
										5											
										6											
										7											
										8											
										9											
										10											
										11											
										12											
										13											
										14											
										15											
										16											
										17											
										18											
										19											
703	730	810	624	657	732	1,148	486	270	200	20	885	923	1,023	785	830	922	1,459	501	350	230	
732	761	844	650	684	762	1,193	486	280	200	21	923	963	1,067	818	865	962	1,519	505	360	240	
762	792	879	677	713	794	1,240	486	290	210	22	963	1,004	1,112	854	903	1,003	1,581	510	380	250	
794	825	915	705	743	827	1,288	486	300	220	23	1,004	1,048	1,160	890	941	1,046	1,644	516	390	260	
827	860	953	735	774	861	1,337	486	310	230	24	1,047	1,092	1,209	928	982	1,090	1,709	521	410	270	
861	895	992	765	806	896	1,387	486	320	240	25	1,091	1,139	1,260	968	1,024	1,136	1,776	525	420	280	
897	932	1,033	797	840	933	1,438	486	330	250	26	1,137	1,187	1,313	1,009	1,067	1,184	1,844	529	440	300	
934	971	1,075	830	874	972	1,491	486	350	260	27	1,185	1,236	1,367	1,051	1,112	1,233	1,914	533	460	310	
972	1,011	1,119	865	911	1,012	1,544	486	360	270	28	1,234	1,288	1,423	1,095	1,158	1,285	1,984	537	480	320	
1,012	1,052	1,164	900	948	1,053	1,598	486	370	280	29	1,285	1,340	1,482	1,141	1,206	1,337	2,056	540	490	330	
1,053	1,095	1,211	937	987	1,096	1,654	486	390	280	30	1,337	1,395	1,541	1,187	1,256	1,392	2,129	544	510	340	
1,095	1,139	1,260	975	1,027	1,140	1,711	486	400	290	31	1,391	1,451	1,603	1,235	1,307	1,447	2,203	547	530	350	
1,139	1,185	1,310	1,015	1,069	1,185	1,768	486	420	300	32	1,446	1,509	1,666	1,285	1,359	1,505	2,279	550	550	370	
1,184	1,232	1,361	1,055	1,111	1,232	1,827	486	430	310	33	1,502	1,567	1,730	1,335	1,412	1,563	2,355	553	570	380	
1,230	1,279	1,413	1,096	1,155	1,280	1,887	486	450	320	34	1,560	1,628	1,796	1,387	1,467	1,623	2,434	556	590	390	
1,276	1,328	1,466	1,138	1,200	1,328	1,949	486	460	330	35	1,618	1,689	1,863	1,440	1,523	1,684	2,513	560	610	400	
1,324	1,378	1,520	1,181	1,245	1,378	2,011	486	480	340	36	1,678	1,751	1,931	1,493	1,580	1,746	2,593	564	640	410	
1,371	1,428	1,575	1,223	1,291	1,427	2,073	486	500	350	37	1,737	1,814	1,999	1,546	1,637	1,808	2,674	568	660	420	
1,418	1,477	1,629	1,266	1,336	1,477	2,136	486	510	350	38	1,796	1,876	2,067	1,599	1,693	1,870	2,754	572	680	430	
1,465	1,527	1,683	1,308	1,381	1,526	2,199	486	530	360	39	1,854	1,937	2,133	1,651	1,749	1,930	2,833	576	700	440	
1,511	1,576	1,736	1,349	1,425	1,574	2,261	486	550	370	40	1,910	1,996	2,198	1,701	1,803	1,990	2,911	580	730	440	
1,556	1,623	1,788	1,389	1,469	1,622	2,324	486	570	370	41	1,964	2,053	2,261	1,749	1,855	2,046	2,988	584	750	450	
1,600	1,669	1,839	1,428	1,510	1,668	2,386	486	590	370	42	2,015	2,108	2,321	1,795	1,904	2,101	3,062	587	770	450	
1,641	1,714	1,888	1,465	1,551	1,712	2,448	486	610	380	43	2,064	2,160	2,379	1,838	1,951	2,152	3,136	590	800	460	
1,681	1,756	1,935	1,499	1,589	1,754	2,510	486	630	380	44	2,110	2,210	2,433	1,878	1,995	2,201	3,208	592	820	460	
1,718	1,797	1,980	1,532	1,625	1,794	2,572	486	650	380	45	2,153	2,256	2,485	1,915	2,037	2,247	3,279	593	850	460	
1,754	1,836	2,024	1,563	1,660	1,833	2,635	486	680	380	46	2,193	2,300	2,533	1,950	2,076	2,290	3,351	594	870	460	
1,788	1,874	2,065	1,592	1,692	1,869	2,698	486	700	380	47	2,231	2,342	2,580	1,982	2,112	2,331	3,423	593	900	460	
1,820	1,909	2,104	1,619	1,723	1,903	2,763	486	720	380	48	2,266	2,381	2,623	2,012	2,147	2,369	3,496	592	930	460	
1,850	1,943	2,142	1,643	1,752	1,935	2,830	486	750	380	49	2,300	2,419	2,665	2,039	2,179	2,405	3,571	591	960	460	
1,879	1,975	2,177	1,667	1,779	1,966	2,897	486	780	380	50	2,332	2,455	2,705	2,065	2,209	2,439	3,648	590	990	450	
1,906	2,006	2,212	1,689	1,806	1,995	2,967	486	800	380	51	2,362	2,490	2,744	2,090	2,239	2,471	3,727	590	1,020	450	
1,933	2,037	2,246	1,710	1,831	2,023	3,037	486	830	370	52	2,392	2,525	2,782	2,113	2,268	2,503	3,807	590	1,050	450	
1,959	2,067	2,280	1,731	1,857	2,051	3,109	486	860	370	53	2,422	2,558	2,820	2,136	2,296	2,534	3,889	591	1,080	450	
1,986	2,098	2,313	1,752	1,882	2,079	3,183	486	880	370	54	2,450	2,592	2,856	2,159	2,323	2,564	3,971	591	1,110	450	
2,012	2,129	2,347	1,773	1,908	2,108	3,257	486	910	370	55	2,478	2,624	2,891	2,180	2,350	2,594	4,052	592	1,140	440	
2,040	2,161	2,382	1,794	1,935	2,136	3,

Q1 主契約や特約の保障範囲について、対象となる治療を教えてください

A がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）や、がん自由診療特約（終身がん保険用）を付加することで、自己負担額が高額となりがちな先進医療、患者申出療養、自由診療が**幅広く保障**されます。

特約・特則名	公的医療保険適用の治療				公的医療保険適用外の治療（自費診療）						
					混合診療			自由診療			
	手術	放射線治療	抗がん剤治療	抗がん剤治療 ホルモン療法（再発予防目的を含む）	先進医療・患者申出療養 手術など	先進医療・患者申出療養 放射線治療	先進医療・患者申出療養 抗がん剤治療	手術	放射線治療	抗がん剤治療 適応外薬	抗がん剤治療 未承認薬
【主契約】がん治療給付金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
がん治療自費診療上乗せ給付特則	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
【主契約】がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	×	○	○	○	×	○	○	×	○	○	○
がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則	×	×	×	×	×	○	○	×	○	○	○
【主契約】がん診断給付金（2回目以降）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）	×	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×
がん自由診療特約（終身がん保険用）	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○

Q2 主契約およびがん自由診療特約（終身がん保険用）において、自由診療が支払対象となる対象病院を教えてください

A **つぎのいずれかに該当する病院**
（厚生労働大臣により指定または承認された病院等）をいいます。

お近くの対象病院はこちらの二次元コードをチェック

- 都道府県がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療連携拠点病院
- 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 特定領域がん診療連携拠点病院
- 地域がん診療病院
- 小児がん拠点病院
- 小児がん中央機関
- 小児がん連携病院（小児がん拠点病院が指定）
- がんゲノム医療中核拠点病院
- がんゲノム医療拠点病院
- がんゲノム医療連携病院
- 都道府県知事指定がん診療連携拠点病院
- 特定機能病院
- 地域医療支援病院
- 公益社団法人日本臨床腫瘍学会による認定を受けた日本臨床腫瘍学会認定研修施設

※詳しくは、当社Webサイトのがん診療連携拠点病院等検索ナビをご確認ください。　2025年3月1日時点の全国の対象医療機関数：1,042

Q3 給付金の請求方法を教えてください

A 被保険者が **入院をした** **手術をした** **通院をした**
上記のような場合の**給付金等のご請求手続き**は、以下の流れとなっています。

当社へのご連絡
（お客さま）

- 保険証券をお手元にご準備ください。
- 診療明細書や領収書など、病院発行の書類がある場合は、あわせてお手元にご準備ください。これらの書類有無を確認させていただく場合もあります。
- お受取人より、当社コンタクトセンターへご連絡ください。

当社コンタクトセンター

※ご請求内容によってはマイページがご利用いただけない場合や、事前に書類のお取り寄せが必要な場合があります。
https://cs.neofirst.co.jp/shd/MYP/MYP001001Init.do

受付時間
月～土
9:00～17:00
日・祝日・年末年始を除く

お客さま専用フリーダイヤル 0120-226-201

70歳以上のお客さまを対象とした専用フリーダイヤル 0120-515-201

※詳しくは当社のWebサイトをご確認ください。Webサイト　https://neofirst.co.jp

請求のご案内
（当社）

- ご請求にあたっての詳しいご案内と、請求書類をお届けします。

書類のご準備とご提出
（お客さま）

- 書類をご準備いただき、ご提出ください。
- マイページから診断書等をアップロードいただくことで、投函・書類記入の手間なく、ご提出可能です（ただし、ご利用条件がありますのでご利用いただけない場合は同封の返信用封筒にてご提出ください）。

マイページ（当社Webサイト）

ご提出書類の確認とお支払い
（当社）

- ご請求に必要な書類の到着から原則5営業日以内でお支払いします（ご提出いただいた書類に不備がある場合などはこの限りではありません）。また、ご提出いただいた書類を拝見した結果、医療機関などへ照会（事実の確認）をさせていただく場合があります（給付金等のお支払いまでに日数を要する場合があります）。

お支払内容のご確認
（お客さま）

- お支払金額などの明細を通知いたしますので、内容をご確認ください。

重要事項説明書（契約概要）

●「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

●「契約概要」に記載の支払事由や給付の際の制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由・制限事項などの詳細や主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

引受保険会社

ネオファースト生命保険株式会社
〒141-0032
東京都品川区大崎二丁目11-1
大崎ウィズタワー
Webサイト https://neofirst.co.jp

ネオファースト生命保険株式会社
コンタクトセンター
0120-312-201
受付時間 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

1 商品のしくみ

「ネオdeがんちりょう」の正式名称は「無解約返戻金型終身がん保険」です。

ポイント

- **お支払いの対象となる給付金に応じて、がん（上皮内がんを含みます）により所定の治療を受けたときやがんと診断確定されたときの保障を一生涯にわたって確保することができます。**
- お支払いの対象となる給付金は、つぎの5パターンの中よりいずれかを選択いただきます。また、各種特約の付加や特則の適用により、保障内容を充実させることができます。

主契約のお支払い対象となる給付金	適用することができる特則
がん治療給付金	がん緩和ケア保障特則 がん治療自費診療上乗せ給付特則
がん診断給付金	－
がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	がん緩和ケア保障特則 がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則
がん診断給付金	－
がん治療給付金	がん緩和ケア保障特則 がん治療自費診療上乗せ給付特則
がん放射線治療・抗がん剤治療給付金	がん緩和ケア保障特則 がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則
がん診断給付金	－

- 被保険者の喫煙状況が当社の定める基準を満たす場合、非喫煙者保険料率が適用され、基準を満たしていない場合（喫煙者保険料率）にくらべて、保険料が安くなります。

※責任開始期（責任開始期の基準日(＊1)からその日を含めて3か月を経過した日の翌日）前にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定されても、保障の対象になりません。

（＊1）責任開始期の基準日とは、ご契約のお申込みを当社が受けた日（＊2）または告知が行われた日のいずれか遅い日をいいます。
（＊2）生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した日（電磁的方法によるときは申込手続が終了した日）をいいます。

死亡や高度障害状態に該当した場合の保障はありません。また、保険料払込期間中の解約返戻金もありません。

特約の中途付加および特則の中途適用の取扱いはありません。また、ご契約後に特則を適用しないこととする取扱いはありません。

【ご契約例】
主契約：P.23 表の二つ目（がん放射線治療・抗がん剤治療給付金　がん診断給付金）を選択（特則は適用なし）
付加する特約：がん入院特約（終身がん保険用）、がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）、がん自由診療特約（終身がん保険用）
保険期間・保険料払込期間：終身（がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）は10年更新、がん自由診療特約（終身がん保険用）は5年更新(＊5)）
保険料払込方法：月払　**保険料払込経路**：クレジットカード扱

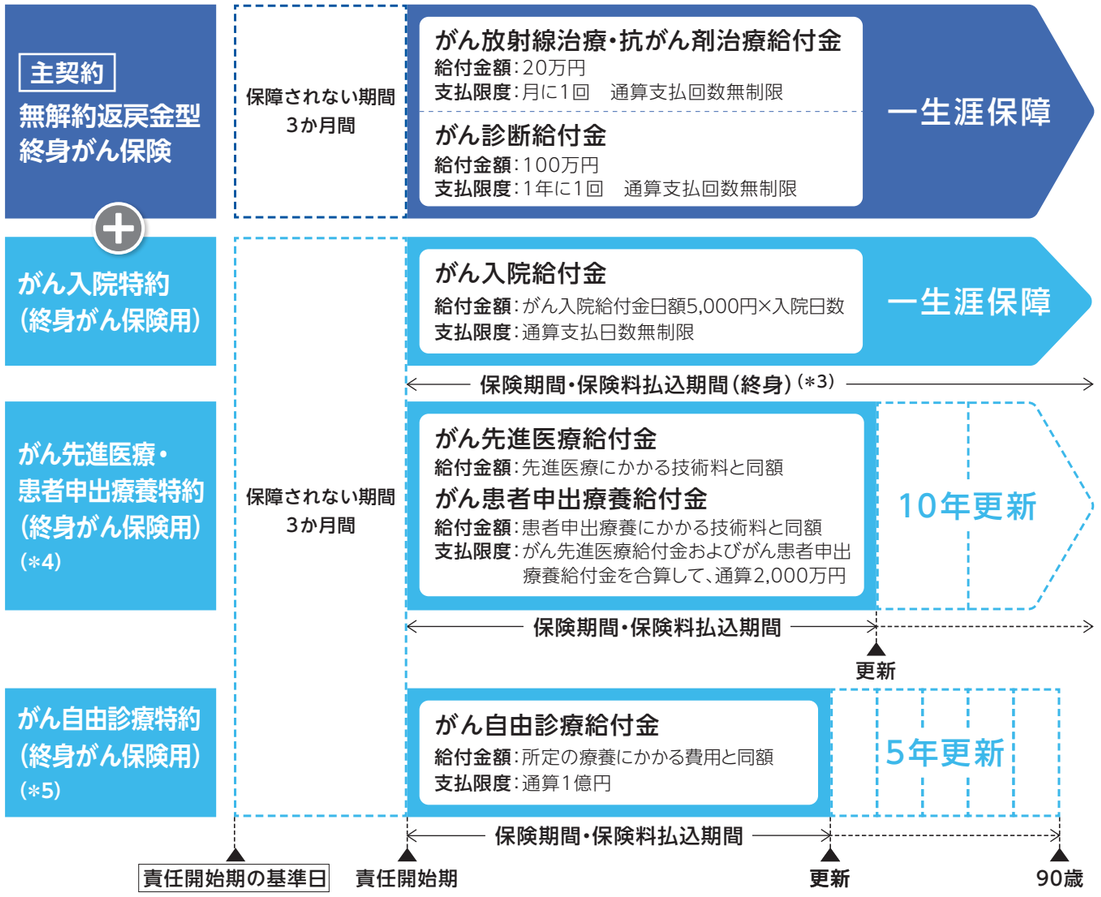

〈更新後の保険料について〉
・更新後の保険料は、更新日時点の被保険者の年齢および保険料率により新たに計算します。

（＊3）保険料払込期間については、一定期間で保険料のお払込みが満了する「有期払」もご選択いただけます。「有期払」をご選択された場合、一般的に、保険料払込期間の長いご契約にくらべ短いご契約の方が、払込保険料の合計額が少なくなります。ただし、契約年齢や保障内容等によっては、同一の保障内容であっても、保険料払込期間の短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。
（＊4）がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）は契約年齢0歳～80歳の場合、保険期間は10年とし、被保険者の健康状態にかかわらず10年ごとに自動的に更新されます。更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。また、契約年齢81歳～85歳の場合は、保険期間は終身となります。
（＊5）がん自由診療特約（終身がん保険用）は、保険期間は5年とし、被保険者の健康状態にかかわらず5年ごとに自動的に更新されます。更新時の被保険者の年齢が86歳以上89歳以下となる場合は、更新後のご契約の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳となる短期の保険期間および保険料払込期間に変更して更新します。被保険者の年齢が90歳に到達した場合、その後の更新を取り扱いません。

※お申し込みいただく保険契約の給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込方法（回数・経路）などについては申込書（電磁的方法によるときは申込画面）の該当箇所を必ずご確認ください。

2 給付金のお支払い

ご契約の内容に応じ、責任開始期以後の保険期間中に被保険者ががん（上皮内がんを含みます）と診断確定された場合やがんの治療を受けた場合に給付金をお支払いします。

主契約・特約・特則の概要・給付金額

本商品で支払われる給付金等は以下のとおりです。**詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**なお、主契約については選択した給付金のみお支払いの対象となります。特約・特則についてはご契約に付加または適用する場合のみお支払い等の対象となります。

※特約の中途付加および特則の中途適用の取扱いはありません。また、ご契約後に特則を適用しないこととする取扱いはありません。

主契約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
無解約返戻金型終身がん保険(*2) 主契約	① **がん治療給付金**	責任開始期以後に診断確定(*1)されたがん（上皮内がんを含みます）(*3)の治療を目的として、つぎのいずれかに該当したとき (1)つぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術を受けたとき (ア)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (イ)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち造血幹細胞移植 (2)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます）に該当する放射線治療を受けたとき (3)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき (4)がん（上皮内がんを含みます）を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき（(3)、(5)または(6)のいずれかに該当する場合を除きます） (5)公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき (6)公的医療保険制度における患者申出療養による療養を受けたとき (7)がん診療連携拠点病院等(*4)において、つぎのいずれかに該当したとき (ア)手術を受けたとき（(1)、(5)または(6)のいずれかに該当する場合を除きます） (イ)放射線治療を受けたとき（(2)、(5)または(6)のいずれかに該当する場合を除きます） (ウ)抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき（(3)から(6)までのいずれかに該当する場合を除きます）	月に1回 通算支払回数無制限	がん治療給付金額
	② **がん放射線治療・抗がん剤治療給付金**	責任開始期以後に診断確定(*1)されたがん（上皮内がんを含みます）(*3)の治療を目的として、つぎのいずれかに該当したとき (1)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます）に該当する放射線治療を受けたとき (2)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき (3)がん（上皮内がんを含みます）を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき（(2)、(5)または(7)のいずれかに該当する場合を除きます） (4)公的医療保険制度における先進医療による療養に該当する放射線治療を受けたとき (5)公的医療保険制度における先進医療による療養に該当する抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき (6)公的医療保険制度における患者申出療養による療養に該当する放射線治療を受けたとき (7)公的医療保険制度における患者申出療養による療養に該当する抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき (8)がん診療連携拠点病院等(*4)において、つぎのいずれかに該当したとき (ア)放射線治療を受けたとき（(1)、(4)または(6)のいずれかに該当する場合を除きます） (イ)抗がん剤治療を伴う入院または通院をしたとき（(2)、(3)、(5)または(7)のいずれかに該当する場合を除きます）	月に1回 通算支払回数無制限	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額

主契約	給付金の種類		支払事由の概要	支払限度	給付金額
無解約返戻金型終身がん保険(*2) 主契約	がん緩和ケア保障特則を適用する場合	① **がん治療給付金**	P.25 ①②のそれぞれの支払事由に以下を加えたものを①②の支払事由とする。 責任開始期以後に診断確定(*1)されたがん（上皮内がんを含みます）(*3)のがん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として、つぎのいずれかに該当したとき (a)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、疼痛緩和薬(*5)にかかる薬剤料もしくは処方せん料または神経ブロック(*6)にかかる神経ブロック料が算定される入院または通院をしたとき (b)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をしたとき (c)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、在宅患者診療・指導料（往診料は除きます）が算定される在宅医療(*7)を受けたとき	月に1回 通算支払回数無制限	がん治療給付金額
		② **がん放射線治療・抗がん剤治療給付金**		月に1回 通算支払回数無制限	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額
	がん治療自費診療上乗せ給付特則を適用する場合	**がん治療自費診療上乗せ給付金**	責任開始期以後に診断確定(*1)されたがん（上皮内がんを含みます）(*3)の治療を目的として、がん治療給付金の支払事由の(4)から(7)までのいずれかに該当したとき	月に1回 通算24回	がん治療給付金額×給付倍率（1または2）(*8)
	がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付特則を適用する場合	**がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金**	責任開始期以後に診断確定(*1)されたがん（上皮内がんを含みます）(*3)の治療を目的として、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金の支払事由の(3)から(8)までのいずれかに該当したとき	月に1回 通算24回	がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額×給付倍率（1または2）(*8)
	③ **がん診断給付金**		**<初回>** 責任開始期以後にがん（上皮内がんを含みます）と医師により診断確定(*1)されたとき(*3) **<2回目以降>** 直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がん（上皮内がんを含みます）の治療を目的として、つぎのいずれかに該当したとき (1)1日以上入院をしたとき (2)つぎのいずれかに該当する通院をしたとき (ア)つぎの(Ⅰ)または(Ⅱ)のいずれかに該当する手術を伴う通院 (Ⅰ)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為 (Ⅱ)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に輸血料の算定対象として列挙されている診療行為のうち造血幹細胞移植 (イ)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為（放射性同位元素内用療法管理料の算定対象として列挙されている診療行為を除きます）に該当する放射線治療を伴う通院 (ウ)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される抗がん剤治療を伴う通院 (エ)がん（上皮内がんを含みます）を適応症として厚生労働大臣により承認されている抗がん剤による抗がん剤治療を伴う通院（(ウ)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます） (オ)公的医療保険制度における先進医療による療養を伴う通院 (カ)公的医療保険制度における患者申出療養による療養を伴う通院 (3)がん診療連携拠点病院等(*4)において、つぎのいずれかに該当する通院をしたとき (キ)手術を伴う通院（(2)(ア)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます） (ク)放射線治療を伴う通院（(2)(イ)、(オ)または(カ)のいずれかに該当する場合を除きます） (ケ)抗がん剤治療を伴う通院（(2)(ウ)から(カ)までのいずれかに該当する場合を除きます）	1年に1回 通算支払回数無制限	がん診断給付金額

特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
がん入院特約（終身がん保険用）(*2)	がん入院給付金	責任開始期以後に診断確定(*1)されたがん（上皮内がんを含みます）(*3)の治療を目的として、1日以上入院をしたとき	通算支払日数無制限	がん入院給付金日額×入院日数
がん通院特約（終身がん保険用）(*2)	がん通院給付金	責任開始期以後に診断確定(*1)されたがん（上皮内がんを含みます）(*3)の治療を目的として、診断確定(*1)された日以後に通院をしたとき	通算支払日数無制限	がん通院給付金日額×通院日数
がん女性特定手術・乳房再建保障特約（終身がん保険用）(*2)	がん女性特定手術給付金	(1)乳房の観血切除術 責任開始期以後にがん（上皮内がんを含みます）と医師により診断確定(*1)され(*3)、その治療を目的として乳房について所定の手術を受けたとき (2)子宮摘出術 責任開始期以後にがん（上皮内がんを含みます）と医師により診断確定(*1)され(*3)、その治療を目的として、子宮体部全体を摘出する手術を受けたとき (3)卵巣摘出術 責任開始期以後にがん（上皮内がんを含みます）と医師により診断確定(*1)され(*3)、その治療を目的として、片側卵巣全体または両側卵巣全体を摘出する手術を受けたとき (4)乳房の観血切除術を除く乳房にかかわる手術 責任開始期以後にがん（上皮内がんを含みます）と医師により診断確定(*1)され(*3)、その治療を目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に乳腺に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為（(1)を除きます）を受けたとき (5)子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術 責任開始期以後にがん（上皮内がんを含みます）と医師により診断確定(*1)され(*3)、その治療を目的として、入院中に、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に子宮または子宮附属器に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為（(2)または(3)を除きます）を受けたとき	通算支払回数無制限	(1)所定の手術を受けた各乳房につき基準給付金額×30% (2)基準給付金額×30% (3)基準給付金額×30% (4)基準給付金額×10% (5)基準給付金額×10%
	乳房再建給付金	がん女性特定手術給付金の支払事由の(1)乳房の観血切除術を受けた乳房について乳房再建手術を受けたとき	一乳房につき1回	乳房再建手術を受けた各乳房につき基準給付金額
がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）(*2)	がん先進医療給付金	責任開始期以後に診断確定(*1)されたがん（上皮内がんを含みます）(*3)の治療を目的として、公的医療保険制度における先進医療による療養を受けたとき	がん先進医療給付金およびがん患者申出療養給付金を合算して、通算2,000万円	先進医療にかかる技術料と同額
	がん患者申出療養給付金	責任開始期以後に診断確定(*1)されたがん（上皮内がんを含みます）(*3)の治療を目的として、公的医療保険制度における患者申出療養による療養を受けたとき		患者申出療養にかかる技術料と同額

特約	給付金の種類	支払事由の概要	支払限度	給付金額
がん自由診療特約（終身がん保険用）(*2)	がん自由診療給付金	責任開始期以後に診断確定(*1)されたがん（上皮内がんを含みます）(*3)の治療を目的として、つぎのいずれかに該当する入院または通院をしたとき (1)がん診療連携拠点病院等(*4)において公的医療保険制度の保険給付の対象外となる療養が行われるもの（(2)に該当する場合を除きます） (2)評価療養による療養が行われるもの ●がん自由診療給付金の支払対象外となる「療養」があります。詳しくは P.31 の「◆「がん自由診療特約（終身がん保険用）」について　お支払いできない場合があります」をご確認ください。	通算1億円 医薬品による療養費用は薬価の2.5倍(*9)	療養にかかる費用(*10)と同額
がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）(*2)	責任開始期以後にがん（上皮内がんを含みます）と医師により診断確定(*1)されたとき(*3)、以後の主契約および特約の保険料のお払込みを免除します。			

(*1)「診断確定」とは、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定されたことをいいます。病理組織学的所見が得られないときは、他の所見による診断確定も認めることがあります。なお、病理組織学的所見（生検）とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などを用いて観察することで得られる組織の型や構造等に関する所見をいい、細胞学的所見や理学的所見は含みません。また、病理組織学的所見が得られないときとは、医学的理由により今後手術などの施行が見込まれず、病理組織学的所見が得られる見込みがないときなどをいいます。

(*2)告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月以内）にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定されていた場合、給付金のお支払いおよび保険料払込の免除はできません。この場合、ご契約は無効になります。

(*3)責任開始期前にがんと診断確定されたことのない場合に限ります。

(*4)「がん診療連携拠点病院等」とは、厚生労働大臣もしくは都道府県知事により指定もしくは承認された(1)から(10)までの医療機関または公益社団法人日本臨床腫瘍学会により認定された(11)の医療機関のいずれかに該当するものをいいます。なお、これらに準ずると当社が認めた日本国内の医療機関を含み、また各医療機関の名称等が変更となった場合は、変更後の医療機関を含みます。最新の内容については、当社Webサイト（https://neofirst.co.jp）でご覧いただけます。
(1)がん診療連携拠点病院（都道府県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院。なお、国立研究開発法人国立がん研究センターの中央病院および東病院を含みます。）
(2)特定領域がん診療連携拠点病院
(3)地域がん診療病院
(4)小児がん拠点病院（小児がん拠点病院により指定された小児がん連携病院を含みます。）
(5)小児がん中央機関
(6)がんゲノム医療中核拠点病院
(7)がんゲノム医療拠点病院（がんゲノム医療中核拠点病院またはがんゲノム医療拠点病院により指定されたがんゲノム医療連携病院を含みます。）
(8)がん診療連携拠点病院に準ずる病院として都道府県知事により指定された病院
(9)特定機能病院
(10)地域医療支援病院
(11)日本臨床腫瘍学会認定研修施設

(*5)「疼痛緩和薬」とは、つぎのすべてを満たす薬剤をいいます。
●オピオイド鎮痛薬（オピオイド受容体に親和性を示す化合物をいいます）であること
●がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として使用された薬物であること。ただし、手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って使用された薬物を除きます。

(*6)「神経ブロック」とは、つぎのすべてを満たすものをいいます。
●医科診療報酬点数表に定める神経ブロック（局所麻酔剤またはボツリヌス毒素使用）または神経ブロック（神経破壊剤または高周波凝固法使用）であること
●がん性疼痛等の各種症状の緩和を目的として実施されたものであること。ただし、手術時等の麻酔導入または手術による傷の痛み止めに伴って実施された場合を除きます。

(*7)「在宅医療」とは、被保険者が病院または診療所への通院が困難であると医師が判断し、かつ、計画的な医学管理のもとに医師または医師の指示による看護師、保健師、理学療法士等が定期的に被保険者の居宅等を訪問して、公的医療保険制度を利用した診療または看護等を行うことをいいます。

(*8)給付倍率は契約時にのみご選択ができ、**変更の取扱いはありません。**

(*9)■<適応外薬の場合>厚生労働省告示にもとづき定められた薬価基準に掲載されている薬価を基準としてがんの治療を目的として使用されたその適応外薬の用量に応じて計算した金額の2.5倍
■<未承認薬の場合>未承認薬の販売単価を基準としてがんの治療を目的として使用されたその未承認薬の用量に応じて計算した金額の2.5倍

(*10)がん自由診療給付金の支払対象外となる「費用」があります。詳しくは P.31 の「◆「がん自由診療特約（終身がん保険用）」について　お支払いできない場合があります」をご確認ください。

保障内容に関する注意事項

給付金をお支払いできない場合などの概要は「注意喚起情報」を、詳しくは「ご契約のしおり・約款」（給付金のお支払いなどについて）をご確認ください。

※特約の中途付加および特則の中途適用の取扱いはありません。また、ご契約後に特則を適用しないこととする取扱いはありません。

◆ 主契約 について

△ お支払いには制限があります	**<がん治療給付金、がん治療自費診療上乗せ給付金>※** ●同月中に2回以上支払事由に該当された場合は、その月の最初の手術日、放射線治療受療日、入院日または通院日を給付金の支払事由に該当した日とみなします。 **<がん放射線治療・抗がん剤治療給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金>※** ●同月中に2回以上支払事由に該当された場合は、その月の最初の放射線治療受療日、入院日または通院日を給付金の支払事由に該当した日とみなします。 **<がん診断給付金>※** ●2回目以降のがん診断給付金は、直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、そのがんの治療を目的とした入院を開始した場合、または所定の治療を目的とした通院をした場合にお支払いします。 ●直前のがん診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて1年を経過した日の翌日を含んで継続してがん診断給付金のお支払いの対象となる入院をされた場合は、その1年を経過した日の翌日を入院開始日とみなして、がん診断給付金をお支払いします。 **※【共通】<がん治療給付金、がん治療自費診療上乗せ給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金、がん診断給付金>** ●放射線治療を受けた場合で、その治療が放射線を常時照射する治療であり、かつ、その治療を2日以上にわたって継続して受けたときは、その治療の開始から終了までを1回の放射線治療として給付金をお支払いします。 ●お支払いの対象となる「抗がん剤」とは、被保険者が診断確定されたがんの治療を目的として被保険者に投薬または処方された時点において、世界保健機関（WHO）の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類される医薬品をいいます。 ●先進医療については、厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。 ●患者申出療養については、厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。 ●がん診療連携拠点病院等については、対象となる手術もしくは放射線治療を受けた時点、または対象となる抗がん剤治療を伴う入院もしくは通院をした時点において、がん診療連携拠点病院等に指定もしくは承認・認定されている必要があります。
✕ お支払いできない場合があります	**<がん治療給付金、がん治療自費診療上乗せ給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金、がん放射線治療・抗がん剤治療自費診療上乗せ給付金、がん診断給付金>** ●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月以内）にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、ご契約は無効になります。(*1) ●先進医療については、療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●患者申出療養については、療養を受けた時点で患者申出療養に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症（対象となる疾患・症状など）が定められており、医療行為、医療機関および適応症などによっては、給付金のお支払いの対象にならないことがあります。

（*1）責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

●被保険者が責任開始期の前日まで（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月以内）にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金のお支払いはできません。

●ご契約が無効となった場合、すでにお払込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりとなります。

- 告知の前にがんと診断確定されていた場合
  ①その事実を保険契約者および被保険者がいずれも知らなかったときは、払い戻します。
  ②その事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
- 告知の時から責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合、払い戻します。

⚠ 被保険者が死亡された場合

被保険者が死亡された場合、主契約、特約ともに保障は消滅します。この保険契約には死亡された場合の保障はありません。保険料払込期間が有期のご契約で、保険料払込期間の満了後に被保険者が死亡された場合には、解約返戻金と同額の返戻金(*2)(*3)を死亡時支払金受取人（死亡時支払金受取人が指定されていない場合は保険契約者）にお支払いします。

（*2）保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合は、未払込保険料を返戻金から差し引いてお支払いします。なお、返戻金が未払込保険料に不足するときは返戻金をお支払いしません。

（*3）解約返戻金について、詳しくは、P.34をご確認ください。

年払契約の場合には、いまだ到来していない契約期間分の保険料（未経過保険料）相当額などを払い戻しできる場合があります。また、月払契約の場合でも、直前の月ごとの応当日からの1か月分の保険料相当額を払い戻しできる場合があります。

詳しくは「ご契約のしおり・約款」（ご契約後について）をご確認ください。なお、特約・特則から返戻金のお支払いはありません。

◆「がん入院特約（終身がん保険用）」について

✕ お支払いできない場合があります	●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月以内）にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、特約は無効になります。(*4) ●つぎの場合はがん入院給付金を重複してお支払いしません。 • お支払いの対象となる入院を同じ日に2回以上したとき

◆「がん通院特約（終身がん保険用）」について

✕ お支払いできない場合があります	●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月以内）にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、特約は無効になります。(*4) ●つぎの場合はがん通院給付金を重複してお支払いしません。 • お支払いの対象となる通院を同じ日に2回以上したとき • 複数の事由の治療を目的とした1回の通院をしたとき

◆「がん女性特定手術・乳房再建保障特約（終身がん保険用）」について

△ お支払いには制限があります	**<がん女性特定手術給付金>** ●同一の日に「乳房の観血切除術」および「乳房の観血切除術を除く乳房にかかわる手術」を受けた場合は、「乳房の観血切除術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 ●同一の日に「子宮摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」を受けた場合は、「子宮摘出術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 ●同一の日に「卵巣摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」を受けた場合は、「卵巣摘出術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 ●同一の日に「子宮摘出術」、「卵巣摘出術」および「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」を受けた場合は、「子宮摘出術」および「卵巣摘出術」についてのみがん女性特定手術給付金をお支払いします。 **<乳房再建給付金>** ●乳房再建給付金のお支払いは一乳房につき1回限りとします。
✕ お支払いできない場合があります	**<がん女性特定手術給付金>** ●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月以内）にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、特約は無効になります。(*4) ●乳房を切除したことにより喪失した乳房（乳頭および乳輪を含みます）の形態を正常に近い形態に戻すことを目的とした手術は、乳房の切除ががん（上皮内がんを含みます）の治療を目的として行われたものであっても、がんの治療を直接の目的とした手術ではないため、がん女性特定手術給付金のお支払いの対象になりません。 ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に子宮または子宮附属器に分類される手術料の算定対象として列挙されている診療行為（子宮摘出術および卵巣摘出術を除きます）を受けた場合でも、外来で受けたときは、がん女性特定手術給付金のお支払いの対象になりません。 ●同一の日に同一の乳房について「乳房の観血切除術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。 ●同一の日に「卵巣摘出術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。 ●同一の日に「乳房の観血切除術を除く乳房にかかわる手術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。 ●同一の日に「子宮摘出術および卵巣摘出術を除く子宮または子宮附属器にかかわる手術」の支払事由に複数該当することとなる場合でも、がん女性特定手術給付金を重複してはお支払いしません。

◆「がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）」について

△ お支払いには制限があります	**<がん先進医療給付金>** ●厚生労働省告示に定める先進医療による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所で受けた場合にお支払いの対象となります。 **<がん患者申出療養給付金>** ●厚生労働省告示に定める患者申出療養による療養を、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所であって、当該療養を適切に実施できるものとして厚生労働大臣に個別に認められたものにおいて受けた場合にお支払いの対象となります。
✕ お支払いできない場合があります	**<がん先進医療給付金>※** ●**療養を受けた時点で先進医療に該当しない場合**はお支払いの対象になりません。 ●先進医療に該当する医療技術には、それぞれ適応症（対象となる疾患・症状など）が定められており、医療行為、医療機関および適応症などによっては、がん先進医療給付金のお支払いの対象にならないことがあります。 **<がん患者申出療養給付金>※** ●**療養を受けた時点で患者申出療養に該当しない場合**はお支払いの対象になりません。 **※【共通】がん先進医療給付金、がん患者申出療養給付金** ●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月以内）にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、特約は無効になります。(*4)

※同一の被保険者において、先進医療にかかる技術料と同額の給付金をお支払いする当社の特約との重複加入はできません。

◆「がん自由診療特約（終身がん保険用）」について

△ お支払いには制限があります	●がん診療連携拠点病院等については、入院または通院した時点において、がん診療連携拠点病院等に指定もしくは承認・認定されている必要があります。
× お支払いできない場合があります	●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月以内）にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定されていた場合、給付金はお支払いしません。この場合、特約は無効になります。(＊4) ●療養を受けた時点で評価療養、所定の自由診療による療養に該当しない場合はお支払いの対象になりません。 ●つぎに該当する療養はがん自由診療給付金のお支払い対象となる「療養」に含めません。 ①先進医療による療養 ②患者申出療養による療養 ③選定療養による療養 ④形成再建手術 ⑤がん遺伝子パネル検査 ⑥医師に意見を求める行為（セカンドオピニオンのための診察等をいいます） ●つぎの費用はがん自由診療給付金のお支払い対象になりません。 • 公的医療保険制度の保険給付の対象となる費用（被保険者の一部負担金を含みます） • がん自由診療給付金のお支払い対象となる「療養」に含めない上記①～⑥にかかる費用 • 公的医療保険制度における選定療養のうち特別の療養環境の提供に関する費用（差額ベッド代等をいいます）に相当する費用

※同一の被保険者において、自由診療や評価療養による療養にかかる費用と同額の給付金をお支払いする当社の特約との重複加入はできません。

◆「がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）」について

× 保険料のお払込みを免除できない場合があります	●告知の前、または告知の時から責任開始期の前日まで（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月以内）にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定されていた場合、保険料のお払込みは免除しません。この場合、特約は無効になります。(＊4)

（＊4）責任開始期前のがん診断確定による無効の場合

●がん入院特約（終身がん保険用）、がん通院特約（終身がん保険用）、がん女性特定手術・乳房再建保障特約（終身がん保険用）、がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）、がん自由診療特約（終身がん保険用）、がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）については、被保険者が責任開始期の前日まで（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月以内）にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、特約は無効となり、給付金のお支払いや保険料払込の免除はできません。

●特約が無効となった場合、すでにお払込みいただいた保険料の取扱いは以下のとおりとなります。

• 告知の前にがんと診断確定されていた場合
①その事実を保険契約者および被保険者がいずれも知らなかったときは、払い戻します。
②その事実を保険契約者または被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。

• 告知の時から責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合、払い戻します。

指定代理請求制度

被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合は、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人よりご請求いただくことができます。

3 ご契約の引受条件

ご契約にあたっては以下の条件があります。

※特約の中途付加および特則の中途適用の取扱いはありません。また、ご契約後に特則を適用しないこととする取扱いはありません。

◆契約年齢

契約年齢	0歳～85歳（満年齢）

◆保険期間・保険料払込期間

主契約・特約	保険期間	保険料払込期間
無解約返戻金型終身がん保険〈主契約〉 がん入院特約（終身がん保険用） がん通院特約（終身がん保険用） がん女性特定手術・乳房再建保障特約（終身がん保険用） がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）	終身	終身、 60歳・65歳・70歳・ 75歳・80歳払済、 3年・5年・10年払済
がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）	10年(＊1)	10年(＊1)
がん自由診療特約（終身がん保険用）	5年(＊2)	5年(＊2)

（＊1）契約年齢（更新時の年齢を含みます）が81歳以上である場合、保険期間・保険料払込期間は終身となります。

（＊2）更新時の被保険者の年齢が86歳以上89歳以下である場合、更新後のご契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳となる短期の保険期間・保険料払込期間となります。

4 適用する保険料率について

●主契約（無解約返戻金型終身がん保険）および所定の特約(＊1)の保険料は、被保険者の喫煙状況に応じて、非喫煙者保険料率または喫煙者保険料率のいずれかを適用して計算します。
（被保険者の年齢が20歳未満の場合、保険料率は非喫煙者保険料率のみとなります。）

●非喫煙者保険料率を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項（喫煙状況）は告知事項として、お申込みの際に告知いただきます。

保険料率の適用

過去1年以内に喫煙(＊2)していない

はい → 非喫煙者保険料率

いいえ → 喫煙者保険料率

（＊1）所定の特約は、つぎのとおりです。
・がん入院特約（終身がん保険用）　・がん通院特約（終身がん保険用）　・がん女性特定手術・乳房再建保障特約（終身がん保険用）
・がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）

（＊2）喫煙には、紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。

! 被保険者の喫煙状況の確認のため、告知に加えて所定の検査を求めることがあります。

! 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、「非喫煙者保険料率」を適用する基準を満たすかどうかの判定に必要な事項（喫煙状況）の告知に誤りがあった場合で、保険料率の変更が必要と認めたときは、契約時に遡って保険料を変更します。追加保険料のお払込みが必要な場合で、そのお払込みがない場合には、保険契約は失効します。

5 保険料のお払込み

保険料の払込方法（回数・経路）は以下からお選びいただきます。

保険料払込方法（回数）	月払・年払　※半年払、保険料の前納の取扱いはありません。
保険料払込方法（経路）	**第１回保険料**：当社指定の口座へのお払込み、指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み **第2回以後の保険料**：指定口座からの自動振替によるお払込み、またはクレジットカードによるお払込み
保険料について	保険料は、保険契約の内容・性別・生年月日・契約年齢・契約日（=計算基準日）・保険料払込期間・保険料払込方法（回数）により定まります。なお、契約日が変わったことにより契約年齢が変わる場合などには保険料が異なることがありますのであらかじめご了承ください。（誕生日前のお申込みで、引受査定結果の確定後に保険料をお振り込みいただく場合などはご注意ください。）
最低保険料について	保険料はクレジットカードによるお払込みの場合、制限はありません。 保険料の払込方法（回数・経路）が月払かつ指定口座からの自動振替によるお払込みの場合、主契約・特約を合わせて1,200円以上となります。 年払かつ指定口座からの自動振替によるお払込みの場合、主契約・特約を合わせて14,000円以上となります。

※第1回保険料のお払込みについては、5 保険料のお払込み P.40 をご確認ください。
※主契約の保険料払込期間が有期の場合、主契約の保険料払込期間満了後におけるがん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）、がん自由診療特約（終身がん保険用）の保険料の払込方法は年払となります。

◆保険料払込免除について

がん保険料払込免除特約（終身がん保険用）を付加して所定の事由に該当した場合、以後の保険料（主契約に付加されている特約の保険料も含みます）のお払込みを免除します。なお、**この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料にくらべて高くなります。**
保険料払込の免除事由について、詳しくは、P.28 をご確認ください。

※保険料払込免除後のご契約は、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。
※保険料のお払込みが免除された場合、以後の給付金額の減額は取り扱いません。
※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間の満了後に、ご契約を解約されたときまたは被保険者が死亡されたときは、解約返戻金と同額の返戻金があります。

6 特約の自動更新

- がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）、がん自由診療特約（終身がん保険用）については、特約の保険期間満了日の2か月前までに継続しない旨のお申し出がないときには、被保険者の健康状態にかかわらず、告知や診査なしで、特約の保険期間満了日の翌日に自動更新されます。
- 特約の自動更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2か月前までに、当社までその旨をお申し出ください。
- がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）については、更新後の保険期間は、更新前の保険期間（10年）と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が81歳以上となる場合は、保険期間および保険料払込期間を終身として更新します。
- がん自由診療特約（終身がん保険用）については、更新後の保険期間は、更新前の保険期間（5年）と同一となります。ただし、更新時の被保険者の年齢が86歳以上89歳以下となる場合は、更新後のご契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が90歳となる短期の保険期間および保険料払込期間に変更して更新します。被保険者の年齢が90歳に到達した場合、その後の更新を取り扱いません。
- 保険料は、更新日における被保険者の年齢および保険料率によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 更新後の特約には更新日時点の規定を適用します。
- 給付金の支払限度などについては、更新前と更新後の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 更新日に当社がん先進医療・患者申出療養特約（終身がん保険用）、がん自由診療特約（終身がん保険用）の付加を取り扱っていない場合は、更新を取り扱わないか、これらの特約にかえて、所定の特約により更新とみなして取り扱うことがあります。
- 保険料のお払込みが免除された場合も同様に、特約は自動更新されます。

7 解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約のお支払いの対象となる給付金の給付金額に所定の割合を乗じた額（がん治療給付金額の50%、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額の50%、がん診断給付金額の5%）と同額の合計額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
※特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、上記の解約返戻金があります。

8 契約者配当金

契約者配当金はありません。

9 その他留意事項

◆契約者貸付、保険料の自動貸付、保険契約の復活の取扱いはありません。

◆給付金のお支払いなどができない場合

「告知義務違反・重大事由によるご契約の解除の場合」「詐欺による取消しの場合」「不法取得目的によるご契約の無効の場合」「責任開始期前のがん診断確定による無効の場合」など、給付金のお支払いなどができない場合があります。

◆相談・照会・苦情の窓口について

「注意喚起情報」の11 **相談・照会・苦情の窓口** P.43をご確認ください。

◆一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」について

本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
詳しくは、「注意喚起情報」の11 **相談・照会・苦情の窓口 指定紛争解決機関について** P.43をご確認ください。

10 費用について

保険料の一部は給付金等のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費（販売、証券作成、維持管理の経費等）にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

Memo

重要事項説明書（注意喚起情報）

●お申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

●この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「契約概要」「ご契約のしおり・約款」に記載していますので必ずご確認ください。

1 クーリング・オフ（ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除）

● お申込者または保険契約者（以下「申込者等」といいます）は、ご契約の申込日(*1)から、その日を含めて15日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。当社では、電磁的記録でのお申し出の主たる窓口を当社Webサイトとしています。

「お申込みの撤回等」の期限

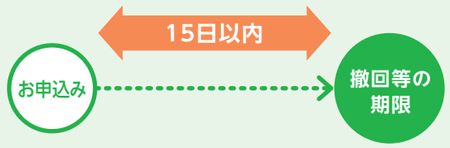

(*1)生命保険契約申込書を記入いただいた日（電磁的方法によるときは最終意向確認などをしていただいた日）をいいます。

◆「お申込みの撤回等」について

- 書面によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により上記期間内に当社（裏表紙記載の住所）あて発信してください。

▼書面に記載いただく内容（書式等は自由です。）

- 申込者等の氏名（自署）、住所、電話番号、返金先口座（ご本人名義のものに限ります。お払込み済の保険料がない場合は記載不要です。）
- 保険証券または生命保険契約申込書（保険契約者控）に記載の証券番号（12桁）。お手元にない場合は保険商品名（無解約返戻金型終身がん保険）を記載ください。
- 「お申込みの撤回等」をする旨（記載例:「上記の契約の申込みを撤回します。」）

- 当社Webサイト経由によるお申込みの撤回等は、受付完了時に効力を生じます。

◆「お申込みの撤回等」ができない場合

債務履行の担保のための保険契約であるなど、お申込みの撤回等をすることができない場合があります。

2 健康状態などの告知

● 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、職業などについての質問事項に対して、事実をありのまま正確にもれなく告知していただく義務（告知義務）があります。

● ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。**健康状態など、告知書などでおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。**

● 生命保険募集人（募集代理店を含みます）に口頭でお話しいただいても、告知したことにはなりません。また、生命保険募集人（募集代理店を含みます）は告知の要否は判断できません。告知に関するご質問は、当社にご確認いただく必要があります。

● 当社の確認担当社員または当社が委託した確認担当者が、ご契約のお申込み後または給付金のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

◆傷病歴などがある場合

傷病歴などを告知された場合には、追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。

告知内容が事実と相違する場合

● 告知書などの質問事項について、以下の項目に該当する場合には**告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。**
- 故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合で、責任開始期の基準日(*2)から2年以内のとき
- 責任開始期の基準日(*2)から2年を経過していても、お支払いの対象となる給付金の支払事由や保険料払込の免除事由が2年以内に発生していた場合

● ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込の免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。

● ご契約または特約が解除される場合で、すでに給付金をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、すでに保険料のお払込みを免除している場合には、その免除はなかったものとして取り扱います。

● 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金のお支払いや保険料払込の免除ができないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

(*2)ご契約のお申込みを当社が受けた日(*3)または被保険者に関する告知が行われた日のいずれか遅い日をいいます。
(*3)生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した日（電磁的方法によるときは申込手続が終了した日）をいいます。

◆現在のご契約の見直しを行う場合

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約をご検討の方は以下の事項にご留意ください。

- 一般の契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は、新たなご契約の責任開始期の基準日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- **告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約をお引き受けできなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもあります。**

3 責任開始期（保障の開始時期）

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、以下の日が責任開始日となります。

- **ご契約のお申込みを当社が受けた日**または**告知が行われた日**の**いずれか遅い日（責任開始期の基準日）からその日を含めて3か月を経過した日の翌日**

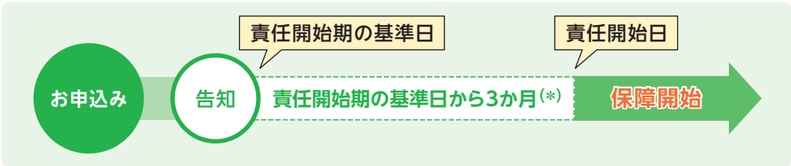

(*)責任開始期の基準日からその日を含めて**3か月以内にがん（上皮内がんを含みます）と診断確定されても、保障の対象になりません。**
※ご契約のお申込みを当社が受けた日とは、生命保険募集人が生命保険契約申込書を受領した日（電磁的方法によるときは申込手続が終了した日）をいいます。
※生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
※責任開始期の基準日の3か月後に応当する日がない場合には、その月の末日を「3か月を経過した日」とし、その翌月1日から保障が開始されます。

4 給付金のお支払いなどができない場合

以下のような場合など、給付金のお支払いなどができない場合があります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

◆告知義務違反による解除
告知していただいた内容が事実と相違し、**ご契約または特約が告知義務違反により解除**となった場合

◆重大事由による解除
給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、他の保険契約（他の生命保険会社の保険契約を含む）との重複により給付金額等の合計額が著しく過大となるとき、保険契約者や被保険者または給付金の受取人が**暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する**と認められるときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合

◆詐欺による取消し・不法取得目的による無効
保険契約について**詐欺**によりご契約が取消しとなった場合や、**給付金の不法取得目的**があってご契約が無効になった場合

◆責任開始期前のがん診断確定による無効
責任開始期（責任開始期の基準日からその日を含めて3か月を経過した日の翌日）の前日までにがんと診断確定されていた場合

◆ご契約の失効
保険料のお払込みがなく、**ご契約が失効**した場合

5 保険料のお払込み

- 保険料は払込期間（払込期月）内にお払込みください。お払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- **猶予期間中にもお払込みがない場合、ご契約は無効または失効となります。**なお、本商品には、**失効したご契約の復活の取扱い、保険料の自動貸付の取扱いはありません。**

第1回保険料払込期間と猶予期間

払込期間	月払	契約日の属する月からその月を含めて4か月目の初日から末日まで ※第1回保険料を振込によりお払込みいただく場合は、責任開始期の基準日の属する月の翌月末日まで
	年払	契約日からその日の属する月の翌月末日まで
猶予期間		払込期間の満了日の翌月初日から翌々月末日まで

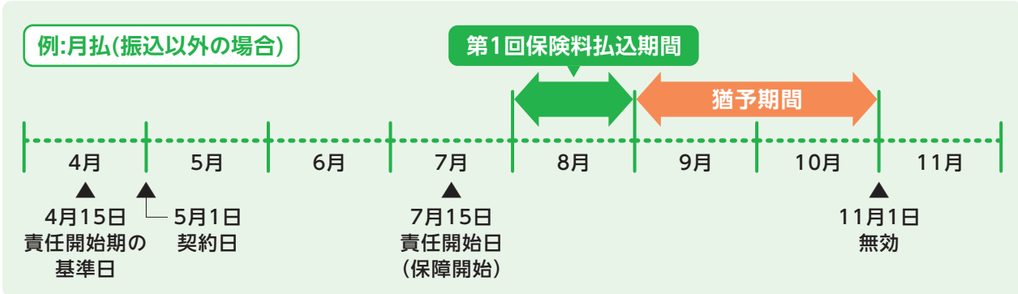

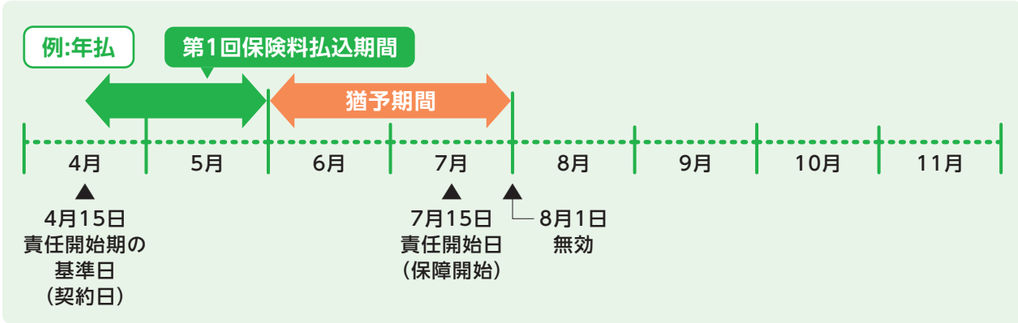

第2回以後保険料払込期月と猶予期間

払込期月	月払	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
	年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
猶予期間		払込期月の翌月初日から翌々月の末日まで

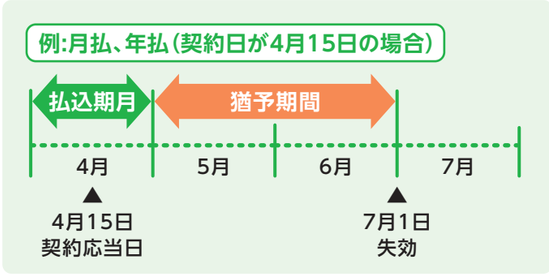

6 解約と解約返戻金

本商品は解約されても解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が有期の場合で、主契約のすべての保険料払込が完了している場合には解約返戻金があります。

保険料払込期間中	解約返戻金はありません。
保険料払込期間満了後	主契約のお支払いの対象となる給付金の給付金額に所定の割合を乗じた額（がん治療給付金額の50%、がん放射線治療・抗がん剤治療給付金額の50%、がん診断給付金額の5%）と同額の合計額の解約返戻金があります。

※主契約の保険料払込期間が終身のご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
※特約・特則には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
※保険料のお払込みが免除された場合でも、主契約の保険料払込期間満了後にご契約を解約されたときは、上記の解約返戻金があります。

7 現在のご契約の見直し

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、特に以下の点にご注意ください。

- 解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は減額部分に対応する保険料）よりも少なくなるか、もしくは**解約返戻金がない場合があります。**
- 新たなご契約は、**被保険者の健康状態によっては、ご契約をお断りする場合があります。**
- 新たなご契約の保険料は、新たなご契約時点での被保険者の年齢で計算されます。また、保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって主契約などの**保険料が引き上げられる場合があります。**
- 新たなご契約は告知義務違反による解除や責任開始期前のがん診断確定による無効など、給付金をお支払いできない場合があります。

◆当社の無解約返戻金型終身がん保険を解約し新たにこの保険に加入される場合

当社の無解約返戻金型終身がん保険を解約して新たにこの保険に加入される際に（現在のご契約と新たなご契約の被保険者が同一の場合に限ります）、保障を途切れさせることなく、また、保険料のお払込みを重複させない制度を用意しております。

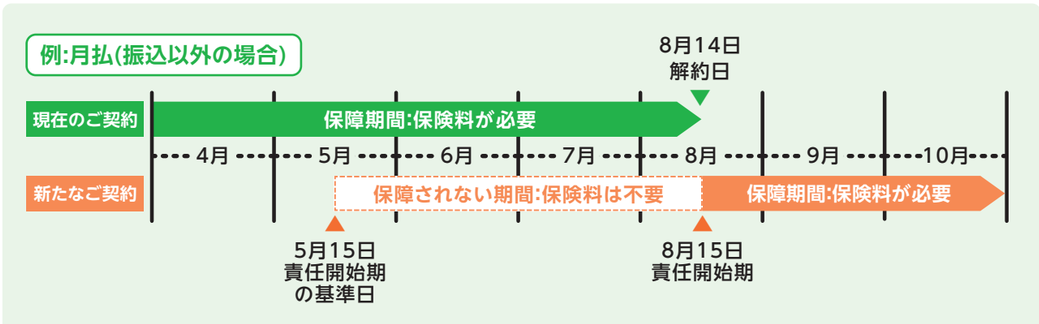

- 新たなご契約は、ご契約から保障が開始するまでの3か月間の保険料は不要となります。保険料のお払込みについては、「注意喚起情報」の **5 保険料のお払込み** P.40 をご確認ください。
- 新たなご契約の責任開始期前（保障されない期間）にがんと診断確定された場合には、新たなご契約は無効となり、現在のご契約は継続となります。また、現在のご契約の支払事由に該当するときは、現在のご契約の給付金などをお支払いします。

8 生命保険と税金について

税務の取り扱い等については、2025年5月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しております。個人に関する税務の取り扱いの代表例については以下のとおりです。具体的なケースにおける詳細や法人にかかる税務の取り扱い等については、所轄の税務署等にご確認ください。
※法令等の改正により取扱内容が変更される場合があります。

◆生命保険料控除

生命保険料控除には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」および「個人年金保険料控除」があります。
本商品についてお払い込みいただいた保険料は「介護医療保険料控除」の適用を受けることができます。

◆給付金の税法上の取り扱い

給付金の受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族である場合、全額非課税となります。

9 給付金の支払事由等が生じた場合

- お客さまからのご請求に応じて給付金のお支払い等を行う必要がありますので、給付金の支払事由等が生じた場合だけでなく、**お支払い等の可能性があると思われる場合やご不明な点が生じた場合についても、すみやかに当社コンタクトセンターにご連絡ください。**

つぎのいずれかの方法により当社にご連絡ください。

マイページ（Webサイト）
マイページからのご請求はこちら
https://neofirst.co.jp/customer/
※マイページからは24時間・365日ご請求ができます。
ご請求の内容等によっては、マイページでご請求ができず、当社コンタクトセンターまでご連絡いただく必要があります。

コンタクトセンター
0120-226-201
受付時間 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
※受付時間は状況により変更になることがあります。
詳細は当社Webサイトをご確認ください。

- 支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」にも記載していますのであわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保険契約者のご住所などを変更された場合には必ずご連絡ください。
- 給付金の支払事由等が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては複数の給付金の支払事由等に該当することがありますのでご不明な点がある場合にはご連絡ください。
- 被保険者ご本人が疾病により給付金の請求の意思表示ができない等、被保険者が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、支払事由等および代理請求できる旨、お伝えください。

10 保険会社が破たんした場合など

- 当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破たんに陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られますが、ご契約時にお約束した給付金額の削減など、契約条件を変更することがあります。
- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額が削減されることがあります。

≫生命保険契約者保護機構

03-3286-2820　受付時間 [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く

Webサイト https://www.seihohogo.jp/

11 相談・照会・苦情の窓口

- 生命保険のお手続き（ご契約内容の変更など）やご契約に関する苦情・相談につきましては、当社コンタクトセンターへご連絡ください。

ネオファースト生命保険株式会社 コンタクトセンター

0120-312-201　受付時間 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除く） ※詳細は当社Webサイトをご確認ください。

Webサイト https://neofirst.co.jp

指定紛争解決機関について

- 本商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
  なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 生命保険相談所および全国各地の連絡所については、上記の当社コンタクトセンターにてご案内いたします。

≫一般社団法人 生命保険協会

Webサイト https://www.seiho.or.jp/

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」のご案内

パソコンやスマートフォンなどを利用して、
「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を
当社のWebサイトでご覧いただけます。

Webサイト
<https://neofirst.co.jp/webcatalog_yakkan.html>
へアクセス

ご契約の「商品名」から該当の「ご契約のしおり・約款」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。
ご契約成立後に送付される「保険証券」に記載のある二次元コードより直接アクセスいただくことも可能です。
※ご契約をご検討中の方は、最新版をご確認ください。

「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」はPDF形式で閲覧、ダウンロード、保存することができます。
・「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項について記載したものです。
・「契約概要」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご利用の際には、**必ず内容をご確認のうえ、お客さまご自身のパソコンやスマートフォンなどで保存、またはお客さまご自身で印刷・保管ください。**

- お申込み時に冊子でのお受取りを選択された場合、冊子の「ご契約のしおり・約款」を郵送にてお渡しします。
- お申込み時に「Webご契約のしおり・約款」を選択された場合で、冊子でのお受取りに変更を希望される場合は、当社コンタクトセンターまでご連絡ください。また、お申込み前にお受取りをご希望の場合にも、当社コンタクトセンターまでお申し出ください。

⚠ 「Webご契約のしおり・約款」「Web重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」の閲覧にはパソコンやスマートフォンなどのインターネット環境が必要です。また、インターネットブラウザおよびPDF表示ソフトのインストールなどが必要となります。機種・OSによりご利用できない場合がございますのでご注意ください。ご利用ができない際には、速やかに当社コンタクトセンターまでお申し出ください。

推奨環境 当社のWebサイトは適合するブラウザ（右の二次元コードよりご確認いただけます）でご覧いただくことをおすすめいたします。ただし、ご利用環境によっては正常に表示されない場合もございますのでご了承ください。
※PC用のWebサイトは、タブレット端末、スマートフォン端末では正常に動作しない場合がございます。

契約してよかった。その一言 のために。

お客さまの声を真摯に受け止め、ご契約後もより一層の「あったらいいな」を追求してまいります。

ご契約中

毎日の健康をサポート

24時間 電話健康相談サービス
提供:ティーペック(株)

電話 ¥0 無料

ご利用対象　ご契約者さまおよび被保険者さまとそのご家族の方
*ご家族の方は、同居の親族と別居の1親等とさせていただきます。

経験豊かな医師や保健師、看護師などの有資格者が24時間365日・年中無休で電話による健康相談・医療相談、医療機関情報の提供や、介護・育児に関するご相談、メンタルヘルスに関するご相談などにきめ細かくアドバイスします。
また、必要に応じて各分野の専門医に相談できます。

※各分野の専門医への相談は予約制です。予約受付時間:月～土 9:00～22:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)相談時間:約15分

「ドクターが薦める専門医」* 情報提供サービス
提供:ティーペック(株)

電話 ¥0 無料

ご利用対象　ご契約者さまおよび被保険者さま

ドクターたちにより推薦・選考された専門医をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお聞きした上で、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。その地域で専門性の高い医師をお探しの場合や、セカンドオピニオンの実施後に専門医の選択に迷われる場合などにもお気軽にご相談ください。

*「ドクターが薦める専門医」とは、大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医です。

セカンドオピニオンサービス
提供:ティーペック(株)

面談 ¥0 無料

ご利用対象　ご契約者さまおよび被保険者さま

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医*)へ面談(オンラインも可)でのセカンドオピニオンを手配します。

*総合相談医とは、各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとしてドクターオブドクターズネットワーク®に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。

受診手配サービス
提供:ティーペック(株)

電話 ¥0 無料

ご利用対象　ご契約者さまおよび被保険者さま

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、ティーペック(株)の医療機関ネットワークからその治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

※受診手配サービスは、原則として、三大疾病(がん・脳血管疾患・心疾患)を対象とし、同一病名で1回の利用とさせていただきます。

※当社が提携する各企業が提供するサービスです。いずれも保険商品の保障の一部ではありません。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
※各サービスは、予告なく変更・終了する場合があります。また、予告なく提携企業を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保障の確認

ご契約に関する情報を定期的にお知らせ

年1回　毎年、ご契約者さまの誕生月にご契約に関する内容を「ご契約内容のお知らせ(年に1度のネオレター)」でお知らせ
※健康増進に向けたサービスも記載しております。

ご契約内容はマイページからいつでもご確認いただけます

給付金などのお受け取り

給付金は最短で お手続きの翌営業日にお受け取りが可能! 住所変更や生命保険料控除証明書の再発行など、各種お手続きはマイページが便利です

【各種お手続き例】

- 給付金の請求
- 住所・電話番号の変更
- 保険料払込方法の変更
- 名義変更(改姓を含む)
- 契約内容ご案内制度の登録
- ご契約の解約
- ご契約の更新
- 生命保険料控除証明書の再発行

お手続き時のお問い合わせは、当社Webサイトのチャットボットをご利用ください。

お電話でもお問い合わせいただけます。
当社コンタクトセンター
受付時間 9:00～17:00
(日曜日・祝日・年末年始を除く)

お客さま専用フリーダイヤル
0120-226-201
70歳以上のお客さま対象
0120-515-201

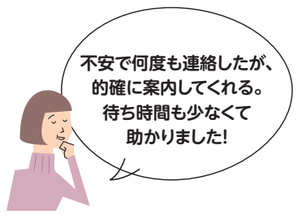

原則 5営業日以内に お支払い

お手続き完了後、速やかにご指定口座に入金いたします

特定先進医療・がん自由診療 キャッシュレスサービス

特定の先進医療やがんに対する自由診療等による治療の一時的な費用負担を軽減できます。
詳しくはP.13をご確認ください。

各種お手続き

最短5分でお手続きが完了します

証券番号などの必要項目の入力 ▶ 電話認証 ※通話料はかかりません ▶ お手続き完了!

● マイページからいつでもお手続き(24時間・365日)

マイページから各種お手続きが完結!

マイページはこちら